

## 平成18年予算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成18年3月13日（月曜日）

午前10時00分開議

午後 3時32分閉議

### 本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

- 議案第 3号 平成18年度士別市一般会計予算
- 議案第 4号 平成18年度士別市診療施設特別会計予算
- 議案第 5号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成18年度士別市老人保健特別会計予算
- 議案第 7号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成18年度士別市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 9号 平成18年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第10号 平成18年度士別市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第12号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第13号 平成18年度士別市工業用水道事業特別会計予算
- 議案第14号 平成18年度士別市水道事業会計予算
- 議案第15号 平成18年度市立士別総合病院事業会計予算
- 議案第16号 士別市振興審議会条例の制定について
- 議案第17号 士別市中小企業振興条例の制定について
- 議案第18号 士別河川防災ステーション条例の制定について
- 議案第19号 士別市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 士別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 士別市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 士別市基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 士別市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 士別市朝日山村広場条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 士別市福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例について

- 議案第26号 士別市子ども通園センター条例の一部を改正する条例について  
 議案第27号 士別市ホームヘルプサービス条例の一部を改正する条例について  
 議案第28号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第29号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について  
 議案第30号 士別市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例について  
 議案第31号 士別市農業活性化施設条例の一部を改正する条例について  
 議案第32号 士別市企業立地促進条例の一部を改正する条例について  
 議案第33号 士別市営住宅条例の一部を改正する条例について  
 議案第34号 士別市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第35号 士別市表彰条例の制定について  
 閉議宣告

出席委員（30名）

委員	田村明光君	委員	粥川章君
委員	神田壽昭君	委員	岡崎治夫君
委員	柿崎由美子君	委員	池田亨君
委員	谷口隆徳君	委員	川崎毅君
委員	小池浩美君	委員	秋山武四郎君
委員	山居忠彰君	委員	坂本勝己君
委員	小貫勝太郎君	委員	山田道行君
委員	熊田庄一君	委員	安藤康夫君
委員	寺下亘君	委員	遠山昭二君
委員	岡田久俊君	委員	齋藤敏一君
委員	長南尚君	委員	阿部豊吉君
委員長	近藤礼次郎君	委員	菅原清一郎君
副委員長	穴井芳明君	委員	斉藤昇君
委員	田宮正秋君	委員	中村稔君
委員	牧野勇司君	委員	西尾寿之君

欠席委員（2名）

委員	早川龍男君	委員	富長俊麿君
----	-------	----	-------

事務局出席者

議会事務局長 辻本幸慈君

議会事務局 岡田成治君  
参事

議 会 事 務 局  
總 務 課 長  
議 会 事 務 局  
總 務 課 主 査

藤 田 功 君

浅 利 知 充 君

議 会 事 務 局  
總 務 課 主 幹  
議 会 事 務 局  
總 務 課 主 事

近 藤 康 弘 君

岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

委員長(近藤礼次郎君) 予算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は30名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(近藤礼次郎君) ここで、本日の会議録署名委員を指名いたします。

齋藤敏一委員、長南 尚委員を指名いたします。

なお、富長俊麿委員、早川龍男委員から欠席の届け出があります。

委員長(近藤礼次郎君) それでは、これより付託案件の審査に入ります。

この際、会議の進め方についてお諮りいたします。初めに付託されました予算案と関連議案を一括して総括質問を行い、その後関連議案の審査を行い、次に各会計ごとに予算案の内容審査を行うことにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(近藤礼次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

更に、この際、議事の進行についてお諮りいたします。総括質問は質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、更に質問に立った委員の質問を全部終わらせてから次の委員の質問に入るという方法にいたしたいと思っております。なお内容の説明聴取は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(近藤礼次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、このように審査を進めることに決定いたしました。

委員長(近藤礼次郎君) それでは、これより総括質問を行います。

斉藤 昇委員。

委員(斉藤 昇君) 総括質問を行いたいと思っております。

まず、第1番目は表彰条例についてでございます。

今度の表彰条例の改正には、新たに設けられたものとして社会貢献表彰なんか新しく、ボランティア活動でありますとか、善行活動でありますとか、そういったものが新たに加わったものだと思います。1つは、在職年数の見直しが図られたわけだけでも、この在職年数の見直しというのはどの程度やられたのか、この際お聞かせください。

委員長(近藤礼次郎君) 林総務部参事。

総務部参事(林 浩二君) お答えいたします。

在職年数の見直しについてでございます。まず最初に、この表彰条例の見直しについてでございますけれども、在職年数の部分で申し上げますと、まず附属機関の委員さん、この方々に

つきましては従来16年という規定がございました。この部分につきましては、市長の附属機関、並びに教育委員会の附属機関の委員については16年を20年に延ばしたところでございます。一方、自治会長さんがいらっしゃいます。自治会長につきましては、従前16年でございましたけれども、これにつきましては12年ということに4年ほど短縮したところでございます。

主な部分としては以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 私は、市長の附属機関がございませぬ。あるいは教育委員会の附属機関、これは自治法第138条第4項第3号、これに基づいているんだけれども、これはそれぞれのくらの附属機関があるのかということと、それから、自治法に基づかない市長の附属機関と申しますか、それらなんかは市長や教育委員会で大体どの程度あるのか。この際お聞かせください。

委員長（近藤礼次郎君） 林総務部参事。

総務部参事（林 浩二君） お答えいたします。土別市の附属機関の関係、行政委員会を含めて御答弁させていただきます。

行政委員会等につきましては、教育委員会を初め6機関でございます。この定数につきましては50名でございます。そのほかに国等が委嘱する機関の委員がございませぬ。これにつきましては人権擁護委員、行政相談委員、民生委員、保護司の委員でございます。これにつきましては4機関で定数で119名でございます。それとお尋ねのございました附属機関でございます。これにつきましては39機関ございまして、定数につきましては440名ということになっております。

以上でございます。

（「法に基づかないものはないということか」の声あり）

委員長（近藤礼次郎君） 林参事。

総務部参事（林 浩二君） 申しわけございませぬ。法に基づいて設置している部分と市の条例の中で設置している部分でございます。さきに市の条例の中で設置している機関でございます。これにつきましては24機関ございまして、定数で255でございます。それ以外の他の法令等で設けている機関につきましては15機関でございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） そうしますと、今前段におっしゃったんだけれども、市の機関は39、あるいは行政機関が6、国等のやつが4、これで言いますと49ですね。条例に基づくものと自治法に基づくもので足しますとこれは39になりますけれども、市のやつを言っているということだと私は思うんだけれども、1つは、年数を長くする、例えば20年とか25年とか、そうなりますと新旧の交代がスムーズにいかないで、マンネリと言ってはおかしいんだけれども、表彰する

まで任命をし続ける、こういう事態がやはり生まれてきて、若い人だとかそういう人たちがこれらに参加する、そういう機会が奪われることになるのではないかと、そういうふうには考えられるけれども、この点はいかがお考えなのかということ。

委員長（近藤礼次郎君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

附属機関の設置等に関する取り扱い要綱という規定を設けてございまして、ただいま御質問がございました中につきましては、附属機関の機能が十分に発揮されるように特定の人が長期にわたって選任されることを避けるという規定を設けてございます。ただし、広く各界各層の幅広い年齢層の中から適切な人材を選任することが必要となる場合もございますので、委員の任期にありましては、法令に定めるものを除きまして、原則として2年間とすること、更には、同一の人を委員として選任できる機関の数は充て職の場合を除き5機関までとするという形で委員の選定に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） そうなりますと表彰条例に到達することというのは、今、総務課長がおっしゃいましたけれども、今後、それまで到達するまでといたら相当な20年なら20年の年月がかかるけれども、それに到達しないうちに新旧の交代をしていただくというふうになっていくんでしょうね。

委員長（近藤礼次郎君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今それぞれ参事と総務課長の方から、委員の任命、考え方、今回のことも含めてお話しさせていただきましたけれども、今、斉藤委員からお話がありましたように、できるだけ多くの人に行政機関、附属機関の委員をやっていただいて、幅広く各年代層からの意見を聞いていくということはこれは我々委員を委嘱する場合にそれが一つの大原則に考えているところです。ただ、場合によりましては、一定の知識経験、そういう面で委員の分野の中身によっては深い方もおいでになります。そういう方についてはある意味では長くやっていただくというようなケースも出てこようかというふうに思います。ですから、必ずしも2期やったら、次にかえていくよということでは これは一つの例ですけれども、という考え方ではなくて、場合によってはそういうこともあり得るという考え方に我々は立っているということでございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 私は、特に附属機関の問題なんだけれども、例えば会議は大体1時間とか、あるいは2時間あるのか、そしてせいぜい年に1回か2回しかないというものが結構あると思うんだけど、これは附属機関の会議や、それから開催、これらについてはどの程度やられているんでしょう。

委員長（近藤礼次郎君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） 今、附属機関の開催の関係でありましたけれども、具体的な数字につきましては、大変申しわけございませんけれども、現在つかんでおりません。ただ、多くの委員会が委員からお話があったような1回から3回程度の開催、日中、こういった状況の中で開催されている、こういった状況にあるかと思えます。ただ、特に日中開かれなくて、夜開催、こういった委員会も中にはあるわけでございます。そういった中で委員会そのもの、会議そのものをスムーズに運営していく、こういった考え方に立ちまして、委員会の附属機関の会議の資料関係、これらにつきましては事前に配布して、委員の皆様にも目を通していただく、こういったこともいたしたところでもございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） この表彰条例の審議の過程で、今、総務部長がおっしゃったけれども、そういう開催時間でありますとか開催日数であるとか、こういうものをきちんと押さえてないということは、したら、表彰条例の審議というのは本当に性根を据えてやられたのかということ私を疑わしいと言わざるを得ないんです。これは市の附属機関ですから、日当は5,000円か、幾らですか、日当は。日当ももらってですよ、そして1時間か2時間、そして年に1回から3回とおっしゃったけれども、それが20年たったら自動的に表彰になるんだ。私は余りにも表彰の乱発ではないか。

それから、初めにも申し上げましたけれども、総務課長のとおりのやれば、別に表彰条例はそれほどなくてもいいではないかという気すらするんです。だから、旧朝日町のやつを見せていただきますと本当に少ないですね。表彰している、だけれども、今度は土別市になったから相当の数に増えたんですよ。だから、私は表彰審議会というのですか、それがあろうと思うんだけれども、これらではそういった意見が出たり、そういう意見なんかも一切出ないで、しゃんしゃんという形で決まっていたのか、この点はいかがなですか。

委員長（近藤礼次郎君） 林参事。

総務部参事（林 浩二君） お答えいたします。

このたびの表彰条例の制定に関して検討の度合いの関係でのお尋ねかと思えます。表彰条例のこのたびの制定につきましては、合併協議の中で慣行の取り扱いの一つでございます表彰に関しまして、新市において新たに制定するということが確認されたところでございます。このことから、新しい条例の制定に向けましては市民8名 土別市民6名、朝日の方が2名、合計8名からなる土別市功労者表彰に関する検討委員会を設置いたしまして、この間3回検討を重ねてきたところでございます。この委員会の中での基本的な論議といたしまして、旧土別市の表彰審議会の中でいろいろ課題となっておりました事項についていろいろ御協議していただいたところでございます。

まず、土別、朝日、両自治体の統一ということが1番目でございます。2番目といたしまして、功労表彰の意義を高めるため、在職年数や公職等の見直しを行う。3点目でございます。前段、斉藤 昇委員がおっしゃった功労表彰と別に、永年勤続を初めボランティア活動、善行

活動、文化スポーツ活動における輝かしい功績を残した方々、更には人命救助に当たられた方々、更には公益の寄附を行った方々に対して社会貢献賞という枠を設けて、従来の功労表彰とは別に2つの表彰枠を設けたところでございます。

それと年齢の関係でございます。旧条例の中では年齢については設けておらず、ややもすると、若くして表彰の対象になったという方が中にはいらっしゃいました。こういった方々については、表彰審議会の中においても若い方がもらうことがどうなのかということで論議をいただいたところでございます。これにつきましては、年齢制限は設けず、表彰の対象となった公職を退任した方に表彰するというところでこのたび決定したところでございます。

これらもろもろ旧土別市の表彰条例の中で課題となっておりました案件につきまして一たん整理をいたしまして、このたび表彰条例の新しい条例という形で御提案したところでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） もう一つは、議員の任期の取り扱いなんだけれども、合併の前日における議員の任期を満了したものと計算することができる。それは1期4年の扱いなんだということなんだけれども、これの中身というのはどういうことなんでしょうか。今いる私たちの問題が一番なんだけれども。

委員長（近藤礼次郎君） 林参事。

総務部参事（林 浩二君） 議会議員の任期の取り扱いについてでございます。この取り扱いにつきましては、合併に伴いまして、議員の皆様につきましては一応8月31日をもって失職という形になってございます。と申しましても、土別の議員で申し上げますと、1期4年のところが3年5カ月でその任期が終えたところでございます。これにつきましては、議会議員の12年の表彰基準の枠を設けた場合、3期務めても11年5カ月しかないということが想定されます。これにつきましては合併の特例という法の下に移行した部分でございますので、この取り扱いにつきましては、合併以前にいた議員については1期4年在任したということでみなすということでの取り扱いでございます。

朝日の議員については、1期4年は継続しておりますので、そのまま月数の上積みということになると思っております。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） もう一つは、特に新たに設けられた表彰の関係ですね。私は今、年齢制限を設けないとおっしゃったけれども、私は若い人だとか、あるいはこの議会でも議論になったけれども、子どもたち、こういう人たちがそういう立派なことをやった表彰によって励まされ、そして土別や、それから生き方をよく前進させていこう、そういうような立場から表彰を、むしろ長く80まで務めたから御苦労さんという表彰よりも、そういう善行表彰といいますが、あ

るいは芸術にすぐれたとか、文化にすぐれたとか、スポーツにすぐれたとかさまざまなものがあるかと思うんです。人命救助も入るでしょう。そういうものの表彰なんかはやはり積極的に行って、それらが青年や子どもたちのいわば意欲につながるような、そういう表彰も考えるべきではないか、こう思うんだけど、これらについてはどんな審議をされたのでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 林参事。

総務部参事（林 浩二君） お答えいたします。

斉藤委員のお話にございました子どもたちに対する表彰ということでございます。この取り扱いにつきましても旧土別市表彰審議会の中でさまざまな御意見があったところでございます。特にボランティア活動なり、善行活動に対するたたえ方をどうするのかといったものが表彰審議会の中でたびたび話題となっていたところでございます。

このたび、先ほど申し上げましたとおり、従前の功労表彰とは別に社会貢献表彰ということで、一つの枠を設けまして、永年勤続は別といたしまして、長年ボランティア活動に従事されており、その功績が顕著である方々、更には善行活動でございます。例えば自己の危険を顧みず人命救助を行った方々とか、非常災害等に対する特に顕著な功績があった方々、その他衆人の模範となるような行為があった方々、更に榮譽ですね、文化、スポーツ活動において輝かしい成績を残した個人または団体に対して榮譽という枠で社会貢献賞を贈ろうということで、それぞれ社会貢献表彰の中でこの分野を設けたところでございます。

ただ、こういった取り扱いにつきましては新市の中で初めての取り組みでございます。果たしてどういった事例が各地域、団体から上がってくるかということがございます。こうしたものにつきましては道内各市の事例を参考にしながら、そういったものの方向性を見出し、表彰に当たってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 私は、表彰条例については、これから実行される、それらの推移をよく見させていただきたいと思うんです。

同時に、やはりいろいろな審議会でありますとかいろいろなものが、特に市の附属機関の問題では総務課長が答弁されたような方向、規定がそういうふうになってございます。やはり新陳代謝を含めて、いつまでも20年いれば表彰されるんだからというような形でマンネリに陥ることなく、附属機関の使命が存分に果たせるように、そういうふうにして私は取り扱っていただきたいと思いますと思うんだけど、最後にこの点の答弁を求めておきたいと思うんです。

委員長（近藤礼次郎君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今いろいろ表彰条例につきましては、今日までの検討結果等々話をさせていただきましたし、今、斉藤委員からも功労表彰のあり方というものについての御意見も伺ってまいりました。今、御意見もありましたように、今回も表彰条例の新市においてのいろいろ

な枠組みについては、林参事の方から御説明申し上げましたように検討委員会を設けている  
検討いただいて、報告をその中からいただいた。そしてそういう中で私たちとしてはそれを  
尊重して、今回条例制定にあわせて一つの枠組みをつくったということでございます。

そういった中にありましても、今言われたようなことは常に念頭に置いて、こういう功勞表  
彰をされるような善行、社会貢献賞、皆さんにやはり認めていただくということが一番大切な  
ことであろうというように感じておりますので、それらのことについてはこれからも附属機関  
の委員の選任の仕方も十分心していきたい、そのように考えております。

委員長（近藤礼次郎君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 次に、パークゴルフ場でございますけれども、土別全体でパークゴルフ場  
というのは何カ所あって、そしてそれぞれのパークゴルフ場に対する予算、これは大体17年の  
実績ではどの程度の予算になっているのでございましょう。管理、整備の予算を含めて。

委員長（近藤礼次郎君） 杉沢スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（杉沢悦男君） お答えいたします。

教育委員会スポーツ課で管理しているパークゴルフ場は3カ所ございます。天塩川パークゴ  
ルフ場、剣淵川パークゴルフ場、そして不動大橋パークゴルフ場の3カ所ございます。

最初の……。

（「よく聞えないんですけれども」の声あり）

すみません、最初の天塩川パークゴルフ場でございますけれども、これは草刈り、草取り、  
並びにトイレの清掃等でございます。これの維持管理につきましてはシルバー人材センターに  
委託をお願いしております。この管理に係る平成18年度の委託料の予算でございますけれども、  
ほとんどが人件費でございます。その額につきましては88万9,000円になってございます。

その他整備につきましては、肥料、目土等の散布がございますけれども、これは市が直営で  
行っているものであります。これらの管理に係る予算につきましては39万3,000円ございま  
す。合わせまして、この施設に係る予算でございますけれども、128万2,000円であります。

続きまして、剣淵川、不動大橋パークゴルフ場、両パークゴルフ場につきましては土別市体  
育協会に全面委託をお願いしております。これに係る平成18年度の委託の予算でございますけ  
れども、人件費に係る予算といたしまして378万9,000円であります。原材料として肥料とか目  
土等の予算でございますけれども、これは143万1,000円であります。合わせまして合計で522  
万円になってございます。

これらスポーツ課が管理する3カ所のパークゴルフ場の維持管理費でございますけれども、  
総額で650万2,000円であります。

また、この施設の整備で土別パークゴルフ同好会、コース整備委員会会員の方々の協力を得  
まして、春と秋の2回、延べ人数にいたしまして約300名ほどの会員により整備作業を行っ  
ております。

続きまして、17年度の利用者数でございますけれども、これはスポーツ課に提出されてあり

ます申請書に基づいてでございます。ほとんど団体の利用者でございますけれども、剣淵川パークゴルフ場につきましては5,253名、不動大橋パークゴルフ場につきましては5,612名、天塩川パークゴルフ場につきましては2,826名でございます。合わせまして1万3,691名でございます。これは年々増加してございます。しかし、この利用者人数には個人の数ほとんど含まれておりませんので、実際の利用者はこれ以上のものと考えております。

このように年々増加する傾向に対して芝生の消耗が激しく、メンテナンスが追いついていないのが現状であります。スポーツ施設については競技団体との連絡調整を含め、連携が必要と……。

(「そこでやめられては困るのだ。全部先を読まれちゃっているものな、これだったら。だけれども、そこでやめたら何か全然おかしいべや。そんな途中でやめてすみませんと、何が何だかわからないでしょう、会議録を読んでも、続けてしゃべっちゃえ、もういいから……」の声あり)

それでは、続けさせていただきます。

このように年々増加する利用者に対して芝生の消耗が激しく、メンテナンスが追いついていないのが現状であります。スポーツ施設については競技団体等との連絡調整を含め、連携が必要なことと、スポーツ施設利用者の窓口一元化というような行政サービスの観点から現在の管理体制になっています。今日的な財政事情から、更に行政効率化が求められている時代にあることから、公園を管理している建設水道部やスポーツ施設の管理委託をお願いしている土別市体育協会、シルバー人材センター、または関係競技団体等とも相談をし、いろいろな意見や提言をもらう中で、どのような形で管理するのがよい整備につながって、更には大きな大会を開催できるようなパークゴルフ場にしていけるか、予算を含めて工夫しながら、利用者の声にこたえていけるよう検討していきたいと考えています。

以上でございます。

(「パークゴルフ場は土別市内に全部で何ぼあつてどういうことをしているということでしょう。今は教育委員会だけのやつでしょう。土別全体のやつをきちっと言いなさいということなの」の声あり)

委員長(近藤礼次郎君) 佐々木スポーツ課長。

スポーツ課長(佐々木辰彦君) 失礼しました。お答えいたします。

土別市全体のパークゴルフ場につきましては、今、杉沢主幹が申し上げましたスポーツ課については3カ所、天塩川パークゴルフ場、不動大橋ゴルフ場……。

(「そんなのは聞いたって、今」の声あり)

それとその他に教育委員会で所管しているものが1つと、多寄に1カ所、朝日に1カ所、あと温根別と上土別の1カ所で、トータルで8カ所ございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 長南主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） それでは、18年度の朝日パークゴルフ場の予算について御説明をしたいと思います。

18年度の朝日パークゴルフ場の運営管理に要する経費につきましては合計で815万8,000円という中身になっております。内訳につきましては、管理にかかわる消耗品、それから、スコアカード、利用券の印刷と修繕費、電話料などで49万2,000円、それから、作業機械整備のためのコンプレッサー、高圧洗浄器にかかわる備品購入費34万7,000円、それからコースの管理委託業務で731万9,000円になっております。その中で委託業務の主な作業内容につきましては、コースオープンに向けましたティーグラウンド、それからOBぐい、外周ネットの設営等、コース看板の設置などが含まれており、コースオープン中の芝の管理でありますけれども、これはグリーン、それからフェアウエー、それぞれ29回の草刈り業務、ラフにつきましては15回、それから、施肥、目土散布、エアレーション、除草剤散布、散水作業などが入っております。更には管理棟の管理、それから、使用料の徴収業務、これらも管理委託業務の中に入っております。また、来シーズンに向けました融雪剤散布業務、これらも委託業務の中に入っております。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） それでは、私の方から、多寄のパークゴルフ場、上土別のパークゴルフ場、そして温根別のパークゴルフ場について管理経費を申し上げます。

多寄のパークゴルフ場につきましては、平成17年度、129万9,900円の委託料となっております。上土別、温根別につきましては、多寄も同様なのでございますけれども、地元の愛好会の出役等で、特に上土別、温根別につきましては学校の敷地内のグラウンドの周辺にパークゴルフ場が整備されているという関係で、ほとんど地元の愛好会の方等の賄いでございまして、上土別、温根別を含めまして、コースと芝刈りとして一部シルバーに23万8,000円で委託をしているところでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） パークゴルフ場の問題は随分本議会でも取り上げられたりしましたけれども、特に土別の芝の管理と申しましうか、非常に利用人数も多いというのもございますけれども、やはり芝がほこり立っているというような状況もあったりして、芝の管理をもっと適正にして、例えば言う人に言わせれば、若干1つぐらいいいゴルフ場、芝のいいやつをつくって、料金を多少取ってもいいから、やはりそういう優秀なゴルフ場にしてほしい。パークゴル

フをやる方たちというのはほかのパークゴルフ場にも随分通ったりしながら、いろいろなコースを覚えていらっしゃる。そういうのから見ましても、土別のパークゴルフ場というのは悪いけれども、評判が悪い。だから、その点では大きな大会をやるような芝にするとかということも含めて、やはりこういうパークゴルフの人口が増えるに従って、そういう芝の管理をもっと予算をつけるべきではないかということなんかも含めて考えるべきでないかというふうに思うんだけど、この点はいかがでしょう。

委員長（近藤礼次郎君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、パークゴルフ場の箇所、経費等々、特に朝日の場合につきましては、去年オープンして、相当な投資をしてあれだけのものをつくったということで、ある意味では今土別市内のパークゴルフ場の管理費と朝日の管理費が大きな開きがあるというような実態がございます。それには今、委員からお話がありましたように、立派な芝を育てるといふ形からいきますと、それなりの管理のための経費がかかる。申し上げますと、朝日でできているパークゴルフ場と土別にある、投資額そのものが、もともとが大きな開きがあるというようなこともございます。今、御意見もありましたように、そういう声については、十分お話があったというような形は当然伺っているわけでありまして、そういう意味では朝日は有料にして今御使用いただいているというような状況にもありますし、旧土別市の場合はすべてが無料ということ、そういった意味では地域の愛好会の皆様にも御協力いただきながら維持管理をしているという面も否めないわけございまして、今こういった時代背景がありますので、そういった意味ではそういう要望が強いということは十分承知をいたしておりますけれども、そういう面では朝日のパークゴルフ場というのは立派な整備がされているということがありますので、同じそういう大会等々については、当分はそちらの方を利用してもらうというようなことも愛好者の皆さんには御理解をいただきながら、今後今言われたようなことも念頭に置きながら、適切な管理に努めていきたい、そのように考えております。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 今、助役もおっしゃいましたけれども、土別全部のゴルフ場の予算から見ても、朝日はそれと同じぐらいですね、1カ所で。それで朝日のゴルフ場の委託はこれは旭川の専門業者に任している。それから、委託契約の方法も、いわば秋に一括払いだというふうに答弁されておりましたけれども、そのときの質疑応答の中でも、これからは地元業者の参入なんかも含めて考えていくこともできるし、あるいは土別と同じような例えば委託契約の方法をとっていきべきだと考える、こういうふうにおっしゃってございましたけれども、今年は朝日は一体どうされるのか。私はやはりこういうものは地元業者で十分管理運営なんていうのはできるわけですから、やはりこういう景気の悪い状況で、地元の業者の活用、これはどうしてもすべきだと、こう思うんだけど、いかがでしょう。

それから、これは委託契約というよりも、競争入札でやるべきだと、こう思うんだけど、この点はいかがでしょう。

委員長（近藤礼次郎君） 林次長。

教育部次長（林 広志君） それでは、専門的な業者で今現在やっているわけですが、これにつきましては昨年からのオープンというような形で、今考えておりますのは3年程度、芝がしっかりするまでの間、専門的な業者で行ってまいりたい。早く芝がしっかりすれば、18年度終わりとかということで、大体めどとしては3年くらいで芝が落ち着くと専門的な業者でなくて、土別で管理されているような方法で地元の方をお願いをしてやっていきたいというふうに考えてございます。

私からは以上です。

（「私からは以上だということはほかもあるということだべ」の声あり）

委員長（近藤礼次郎君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 私からも、この点について少しくお話をさせていただきたいと思いますが、今、斉藤 昇委員がおっしゃったように、基本的には行政は施設をつくる人、遊ぶのは、使うのは私たち、こういう風潮を少しでもなくしていかなくてはならん。

それから、芝の育成管理というのは非常に難しいものが、パークゴルフ場もやはり、サッカー場、それから、ゴルフ場もそうだと思いますが、だれでも入札で決めればやれるというようなものでもないことを私も承知しておりますので、しかし、いずれはそういう時期がくるとしても、そういう業者をやはり養成をして力をつけて対応できるようなことも大事だと。それができれば、今度は地元の業者でそれはやはり管理をしていくというのが私は一番理想かと思っておりますので、将来はそういうふうに進めていくべきではないか、そんなふうに思っております。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） そうすると、パークゴルフ場の整備のいわば専門的なものがあるというけれども、専門業者というのはどのくらいあるんですか。この旭川管内といいますか、土別も含めて……。

（「委員長」の声あり）

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） それは今答えてください。

結局はあなた方専門業者も調べていないわけだから、同じ業者にですよ、結局3年間、委託料を少しずつ上げながら委託契約を結ぶという、これだったら指定管理者制度みたいなものではございませんか。やはりそこには競争の原理が働く、委託をするにしても、そういう何社かからの見積もりを取って、そしてやるというのが行政のあり方だと私は思うんだけど、その特定の業者しかいないということですか。芝の管理は難しいとおっしゃいますけれども、1年やれば、あと2年やれば、2～3年できないですか。ここに業者の人もいるし、私は土別の業者に聞きましたよ。十分できますと。どこがそんなに専門業者と専門でない一般の業者とい

いますか、土木建設のいわば資格を持っている業者ですよ。これではやったとしたら何ができないとおっしゃるんですか。そういうことを全然あなた方は検討も何もしてないということではありませんか。何ができないのか、おっしゃってください。

委員長（近藤礼次郎君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君） 私から御説明申し上げます。

昨年の5月から、パークゴルフ場、供用開始をしたわけですが、その前段で今、斉藤委員さんからも御指摘がありました町内業者の発注についても十分検討いたしまして御協議をさせていただいた経過がございます。その中で専門的という言葉が当てはまるかどうかわかりませんが、相当芝の管理等については厳しい状況もあるというようなこと、それから、入札といいますが、委託ですけれども、これは指名競争ではなくて、入札制度のようなもので、数社から委託契約に関する金額等の聴取も行いました結果、相当な開きがありまして、それと最終的に判断したのは、あの施設をつくった、芝をつくったといいますが、施工した業者等々の方からの御意見等をお伺いしながら、今の旭川の業者でございますけれども、それに決定をし、2年から3年程度芝の管理をしていただいて、その後また協議をしながら地元業者に発注していきたいというふうに旧朝日町の議会の方にも御説明申し上げながら今までできているということで御理解いただきたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 旧朝日町はいいですよ。今度新しい土別になったわけですよ。やはり土別にはそういう業者もたくさんいるわけですよ。だから、私はそういう点では土別の業者ができないというのであれば別だけれども、十分できるというふうに私は伺っているわけですよ。そういう選択肢も私は設けるべきだと思うんだけど、結局はそういう選択肢も設けなくて、3年という固定を、あなた方は勝手にしてしまっているではありませんか。

それと私は朝日の契約の仕方ですよ、これもいわば終わってから、何月に支払われたのかわかりませんが、17年度は何月に支払いが終わったわけですか。10月か11月ですか、いわばシーズンが終わって、それから支払ったと思うんだけど、そういう支払い方法は本当に適切なのかどうか。結局、同じ業者に委託するということはそれらも何ら改善もされないでいくんだろう、そういう不自然なことを不自然だと思わない朝日の職員の皆さん方の、それは何でそういうことが正しいのだというふうにお考えになっているのか、これもお聞かせいただきたいと思うんです。

委員長（近藤礼次郎君） 林次長。

教育部次長（林 広志君） これにつきましては、今お尋ねの3年間を同一の業者ということではございませんで、先ほど会社名を数を申し上げなくて失礼いたしましたけれども、去年は5社で、いわゆる業者登録しているものですから、5社の選考をいたしまして、それぞれ入札いただきましてやっております。そして3年と言いましたけれども、同一業者を3年ということではございませんで、また、それなりにできる業者を申請をいただいて、その中で選考いたし

まして入札をしていくべきというふうに考えております。

それから、最後の支払いにつきましては、昨年11月に払ってございます。

今年の支払いの部分につきましては、前回にも斉藤委員さんからお尋ねがありましたように、1回にすることなく、更に、昨年はたまたま業者の方が……、1回でよろしいというようなことでございましたので1回にしてございました。そういうことで18年については、土別と同じような方法で取り扱ってまいりたいというふうに考えております。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 17年度は5社から見積もりを取って、それで見積もり合わせをしたとなっておりますね。そうなりますと今度は土別の中の業者だって、そこに参入させることは可能だと私は思うんだけど、助役は何か全然土別にはそういう業者はいないんだという、頭からそういう思い込みで、だから助役の今の答弁では次長と全然違う、何か1社に固定して3年くらいはというような答弁だったですよ。私はそうであれば、地元業者もできる部分については参入させる、そういうことも考えていいのではないかと思うんだけど、この点いかがですか。

委員長（近藤礼次郎君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君） 私の答弁がちょっと舌足らずだったかもしれませんが、今、教育次長の方から申しあげましたとおり、入札についてはそういう取り扱う業者が土別市内にもいらっしゃるということを知っていますので、当然、それは入札に参加していただいて、今後の管理をしていくということについてはやぶさかではございませんので。ただ、先ほど申しあげたのは、たまたまあその施設をつくったときの芝等の施工をしたのが旭川の業者で、いろいろそのときの業者の関係で見積もり等々、町内業者もいただいているわけですが、それのところでもそちらの方に決定したということで、これからずっとそこでいくという考えは持ってございませんので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 初めからそういうふうにお答えになれば、こんなに長引かずに済むわけです。それは地元業者に絶対やらせということではなくて、経緯もあるわけだから、地元業者を参加させて、それは落札できなければ、それはそれで仕方ないわけだけども、そういう機会はやはりぜひ与えるように行政としてはすべきだと。

今、やぶさかでないとかと言ったけれども、やぶさかでないということは、今年はそういう参入も認めるとはつきり……。

委員長（近藤礼次郎君） 相山助役……。

斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 助役さん、僕が立っているのに向かってくるんだもの……、今年からそういう点では地元の業者を参入させてみる、そういうふうにはきちんとはつきりお答えいただいたというふうに理解してよろしいですか。

委員長（近藤礼次郎君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 基本的には造園の資格を持っていれば芝の管理ができるということになりますので、市内にも数社、そういう資格を持った業者もおいでになりますので、そういったものを含めて、指名願いの上がっている業者の中から選定をして入札という形になると、そういうふうに考えております。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 次に、電気用品の安全法について伺いたいと思うんです。

これは電気用品安全法、5年前につくられて発効になっているんだけど、今やはり大きな問題になっているのは、リサイクル業者なんかが表示を張ってなければこれは売買はできないとか、リサイクルはできないとかということでありまして、あるいは利用者がそこに持ち込んでも利用できないというようなことで、非常に国会でも取り上げられて大きな問題になっておりますけれども、簡単に、この法律の若干の中身と、それから士別における影響、こういうものはどういうふうにとらえていらっしゃるのか、この際お聞かせください。

委員長（近藤礼次郎君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お尋ねの電気用品安全法でございますけれども、これは電気用品の製造、輸入、販売を規制する法律でございます。この法律によりまして電気用品の安全の確保について民間事業者の自主的な活動を促進することによりまして電気用品のさまざまな危険、あるいは障害の防止を目的とした法律でございます。

この法律によりまして、いわゆるPSEマーク制度と申しておりますけれども、このマークがないといわゆる一般の家庭、事業所、商店等におきまして、この法律で規定されております製品、電気用品の特定品目等が使えないというような形になっていくような中身になってございます。この販売等につきましては、マーク、いわゆるPSEマーク、それから、事業者、定格の電圧とか消費電力等の表示が必要になってございまして、更にはそういったマークの表示がないといわゆる危険な商品というような取り扱いをされまして販売ができない。こういったものが出回りますと、国は事業者等に回収を命ずることができるような中身になってございます。

これにつきましては、市内の事業者等の関係でございますけれども、マークの制度自体は、斉藤委員がおっしゃったように5年前に法律が決まっております。一般の電気商品を取り扱っている小売店につきましては大手メーカーから通知がされておまして、また、電気製品は非常に商品の回転が早いというようなことで、マークのない製品が在庫をしているというのはほとんどないというふうに市内業者から聞いております。しかし、一方、いわゆる中古品を扱いますリサイクルの関係の業者でございますけれども、こちらの方につきましては、1～2の業者の方にお聞きしましたところ、国あるいは道から、そういった今、委員のおっしゃいましたような問題点となっているようなことについて通知等が入っていないというような実態で、業者さんの方も新聞報道などで状態を知っている。4月1日の施行でございますので、おっしゃったように引き取りとか販売ができなくなるということで、少なからず影響があるというこ

とで聞いているところでございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） この法律で、例えば市民の間でありますとか、こういう方たちがリサイクルの運動をやるという場合なんかはこれらの法律が適用されて、そういうこともできなくなる。B S E……、P S Eだね、B S Eと言ったら牛だけれども、P S Eのマークがついてなければ、そういうものもリサイクルの対象にしてはだめだというふうになってくるものなのではないでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） このマーク制度は、営業関係についている、いわゆる経済行為に關しての規制が入りますので、個人的な売買そのものについては規制がございませんけれども、集めた後、何らかの形で売買をするということになりますと規制が入ってくる。そして集めてリサイクルの推進の観点から、個人的に引き渡しをしていただきまして、環境に負荷を与えないように、もったいない、使えるものについては使っていただくという個人間の関係についてはこれは問題がないというふうに考えております。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 例えばですよ、市が製品、ごみというか、大型ごみなんかで非常に程度のいいというか、ピアノならピアノとか電子オルガンなんかが出たというふうになって、それはマークがついてない。これらは市としてはそういうリサイクルに回したりなんかするということはしないものなのではないでしょうか。市としてはそういうものは例えばリサイクルに回すというふうになりますとそれは何でもないことなんでしょうか。市に対する影響というのはどのくらいあるんでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） リサイクルに回す場合でございますけれども、この安全法ではいわゆる消費者の立場から、購入することの目安の一つとしてマークによって安全性を確認しながら購入をしていただくという一定の評価ができる面もございますので、安全な商品を市としてリサイクルをするという観点から考えますと、法律そのものが4月1日以降施行されますので、マークがついていないものを市民の方に還元するということになりますと、これは個人対個人のやりとりという観点から多少離れていくような形になりますので、マークの取得を市ですること、これは経済産業省の所管の社団法人の団体とか、そういったところのマークをつけてもらうとか、市で実際には検査をしてやるということになったら非常に大きな金額もかかりますし、そういう技術もございませんので、こういった面では影響が出てくるのではないかとこのように考えております。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） この法律が実際にこの4月から発効するわけだけれども、そうなる例えば不法投棄が起きたりするんじゃないとか、いろいろな心配事がされたり、リサイクル業者がやはり営業が立ちいかなくなるなんていう問題もございますけれども、ぜひいろいろな声に

耳を傾けて、行政としても誤りのないように期していただきたいと思うんだけど、この点だけ答弁を求めておきたいと思うんです。

委員長（近藤礼次郎君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 環境生活課といたしましては、資源リサイクルということで環境美化に取り組んでおりますので、例えば市として全体的に集めてお配りするということはちょっと問題があるかとは思いますが、例えば不用品の「譲ります」とか、そういったコーナーで個人的に取引をしていただく分については、それぞれ安全確認をしながら、引き続きやっていただけないかというふうに考えております。

しかしながら、全体的なりサイクルの推進する立場から、法のもとで行わなければいけないことが出てまいりますので、業者者さんの意見とか市民の意見を聞きながら、そういったリサイクルを推進する立場といたしましては、私どもの会議は通常すぐにはございませんので、4月以降、さまざまなレベルでいろいろな会議があるかと思っておりますので、例えば市長会とかそういった会議の中で、法が施行されましても、いろいろ状況を聞きながら、いろいろな対応を考えていただくというようなことを担当部局といたしましては理事者をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

委員長（近藤礼次郎君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 今、有馬次長から、市長をお願いしたいと言いますから、黙って座っていたら……。御存じのとおり、けさの北海道新聞の社説はもう既にごらんになったと思いますが、まさに時代に逆行していないか。しかも5年間あったけれども、業界にあっては、これは5年前につくったものというふうな認識なんだけれども、中古品がこれに全部あと入ってくる。そこで最後の社説の締めくくりの中で、抜本的な法改正はもう時間的に余裕がないからこれは難しいだろう。しかし、省令などによる弾力的な運用は可能なはずだ。ここで門戸を完全に閉ざして、国民は法律に従え、罰するぞというふうなおかしなことには私はならないか。そのために私も発言すべき場所ではきちんと申し上げてまいりたい、そう思っております。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 最後に、市職員の倫理について、この際お尋ねをしたいと思うんです。

1つは、市職員が勤務がえで異動したりするときには、以前は庁内広報と申しますか、B5判くらいのやつで、途中で例えば異動するとかそういうやつは載せて、全職員に徹底されていた。現在はインターネットがほとんど入ってございますから、インターネットで知らせているという状況だと思うんだけど、この辺の活用状況はどんなふうになっているんでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 吉田部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

職員の人事異動の関係でございますけれども、庁内LANが入る以前は、委員からお話のあ

ったとおり、庁内広報にそういった異動状況を記載して職員に配布していた、こういった状況でございましたけれども、現在は庁内LANが入りましたので、定期異動につきましては庁内LANに載せるのとあわせて新聞報道等にも出されているところでございます。そのほかに定期異動以外に不定期な異動もあるわけでございますけれども、これらにつきましては随時、庁内LANで出す、こういったことを行っているわけでございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） それら庁内LANに載せないで異動するケースがあると思うんだけど、こういう場合はどのような基準といいますか、理由で載せないで、あら、あの職員はあそこに行っていたのかみたいなことが何度かあるんだけど、その基準というのはどういうことなんでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 吉田部長。

総務部長（吉田博行君） 原則的に、庁内広報と同じ考え方でいきますので、庁内LANで載せる、こういったことが基本でございます。

ただ、私どもも庁内LANを使って数年たっているわけでございますけれども、昨年の人事異動の中で、ある部署の、行政委員会の人事異動の中で、その行政委員会の中の人事異動があったがために、これを庁内LANで掲載、これをしなかったというのではなくて、正直申し上げて、私どものミスとして、するのを忘失した、こういった事例が1件ございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） そのミスはずっと続いていたんですか、今まで。いつお気づきになって、そしたら、ミスを解除するなり、そういう措置をとったものなのですか。

委員長（近藤礼次郎君） 吉田部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

庁内LANの解除ということは、改めて掲載ということでございますけれども、これにつきましては気づいたのが1月かそこらだったわけでございますけれども、まだ、今そういった改めた手続行為は今のところとってございません。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） それは意識的にやらなかったのだというふうに答えていただければ、一番わかりやすいんですね。私は端的に申し上げますけれども、この17年度の1年間で停職になった職員が2人も出る。私は長い議員生活の中でもこういう事態というのは初めてだと思うのだけれども、この点は過去にも1年間でそういう停職の処分、いわば懲戒解雇の次に重たい処分ですね。そういう処分の例というのは1年間に2人もあったという例は、これまで土別市政の中であったんでしょうか、いかがでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

私どもの整理の中では、委員がお話のとおり、これまでそういう事例はございません。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 齊藤 昇委員。

委員（齊藤 昇君） 私は、やはり過去にそういう例がないというふうにおっしゃったけれども、これは職員の全部とは言いませんけれども、一生懸命やっている職員もいます。しかし、停職がやられるということは処分としてやはり重い処分でございます。だから、それなりの理由があるんだろうと思います。

それから、もう一つは、例えば他人の名前を紹介して、そして他人に非常な迷惑をかける。これはお金をその人が借りて、親兄弟ではなくて、友達を紹介してくれ。そうするとその職員は、知っている人を、住所から、勤務先から、名前から教える、こういう事例は具体的に私はあったと思うけれども、これはどこで答弁されるのか、経過をちょっと教えてください。

委員長（近藤礼次郎君） 遠藤部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 今の事案について、私の方から御答弁をさせていただきますけれども、ただいまお話のように、職員が友人を、そういう金融業者にお金を融資をお願いするときに、たまたまその金融業者から保証人ではないんだけど、連絡員というようなことで名前を教えてくれ、そういうことを言われたものですから、同じスポーツサークルの仲間の名前、そして電話番号、そして職場を教えたということで、申し込みをした日の、申し込みをしたのが夜中の8時ごろだということなんですけれども、その後……。

（「夜中ではないべ」の声あり）

夜の12時ごろ、友人のところに職員の名前で、友人の名前を使ってお金を借りたぞ、そして返さないのというような電話がきて、そして本人に電話をしてくれということで、本人に電話をして、次の日の朝、融資をお願いした職員が、金融業者が余り質のよくないというような判断が、その日のうちに教えた融資先の口座番号を解約して、そしてやっと友人の方と職場の上司の方が本人に会いに行ったんですけれども、本人がたまたまそういう銀行口座を解約することで休みを取っていた。そういうことで職場長から私の方に午後ですけれども、相談に来まして、あと、夕方に職場の友人の方と私ども会いまして、そして本人も呼んで中身を聞いたということです。

そのときの話としては、融資をお願いした夜に自宅の方に電話したというのと、昼休みに職場に何回か電話したということでありましたので、融資をお願いした本人は銀行口座を解約したということで、実質的にお金を借りているわけでもないんですけれども、やはりそういう人の名前を無断で使ったということ、そして職場までそういう電話がきたということなどがありましたので、私の方からも、本人もそうですけれども、その友人の方に、そして職場の課長さんに丁重に謝罪をして、そしてそういうお金を借りてないので、そういうことがあれば警察の方へ届けてくださいよというようなことでお話をし、納得してもらってお帰りになっていた。

その後について、本人を呼んで、そういう地方公務員という、職員として他人の名前を、たとえ友人とは言え、使うということに対して厳重に注意いたしまして、そういうことがないよというので注意いたしまして、その後、友人の職場の方には電話はきてないようですけども、本人に何度か電話がきたということで、お金を申し込んだのが12月15日ということですけれども、28日だったと思いますけれども、28日に警察に通報というか、連絡、相談をしまして、また、警察の方からもお金を借りてないんだから返す必要はないよというような指導も受けて、そして金融業者の方にその旨を連絡して、落ち着いたといえますか、解決に至ったというような内容でございます。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 被害を受けた本人は非常に良心的な方ですよ。だけれども、いわば8時にそういう行為があったというけれども、その夜中に電話がびっちりくる。そうすると奥さんは一体何なのだろうということになる。次の日は今度職場ですよ、職場にもそうやって取り立てというか、あなたの友人があなたの名前を騙って金を借りて、だから少し払ってもらわなければならないというような話でしょう。僕らみたいな気の荒い人間ならけんかもするけれども、だから心配したその職場の課長なんかも、やはりこれは警察ざたにしなければいけないし、何もしてないわけだから。私は特に個人情報保護条例なんかもございますし、そういう市の職員というのは先頭に立って、市民の利益やそういう法律なんかを守って、市民に知らせなければならぬ、そういう立場に、一般と言ったら悪いけれども、そういう人よりも市の職員は重い任務を背負っているんだという自覚がやはり足りないと思うんですよ。もしその人が訴えたらどうなるでしょう。私の名前を詐称したと。そしてこんな迷惑がかかったというふうになりますと、これはやはり大きな社会問題になるはずですよ。

あるいは停職が2人出たという問題でも、これは相手があることだから、1人は新聞ざたになったから知っているけれども、もう1人の方は、相手があることだから、相手があることだからと言って真剣に隠そうとする、いわば皆さん方のその体質ですよ。だから、庁内LANや庁内広報、これにはミスって載せないと言っているけれども、隠していたから載せないのですよ。だけれども、その人のいわば停職中に身内が死んだ。それはちゃんと市の職員に教えるではありませんか。あら、あそこに行った職員の親が死んだ。これはいつ移ったんだろう。そういうのが職員間の中でもあるではありませんか。私は倫理の問題で……、僕は管理職というのは一体何なのだということですよ。職場の規律やそして職場の職員の管理監督、これの義務があると思うんです。そして特に今言った庁内LANに載せなかったりという人は、やっているのは職務時間中ですよ。だから、私はそういう点では、1つは、これを全職員のものにしていくために、管理職会議なら管理職会議をそれですぐ開いて、二度と再びこういうことが起こらない職員の綱紀肅正を含めて、そういうことをやることなんですよ。それをなるべく隠して、だから、職員間の中ではうわさ程度にしか聞こえてこないという状況ですよ。

私は、やはり職員には、最高の責任者は市長だけれども、しかし、助役というのは職員の指揮監督していく最高の責任を内部的には負っていると思うんです。あるいは教育委員会でもそうですよ。シックハウスの問題でも、いわば危機管理の問題で一般質問も出ていたし、行ったけれども、こういう問題もやはりその職場にきちんと知らせ、そしてどうするのかということがトップのところまで伝わっていく。そしてこういうことは二度と起こさないという、そういう決意を私はやる必要があると思うんです。そういうことをなぜ行わないで隠しているんだろう。管理職の中ですら、私が聞いたって、いや、そういうことはわからないと。それは隠しているからなんです。だから、朝礼でありますとか職場の研修でありますとか、そういうことを通じて、そういうものが全職員のものにして、市民に迷惑をかけない、あるいはそういう停職になるようなことは一切しないということを私はきちんとさせる必要がある、こう思うんです。

これまでもそういった基準を私はつくるべきだというふうに申し上げて、この3月からやっとこれは質問も出るぞというところからあわててつくったのはえらい。つくられたんだけど、やはりこういう市職員の懲戒処分の公表基準、こういうものをつくられて、これはやはり一生懸命やっている部分です。しかし、公表基準なんかも本当に全職員のものにこれからどうしていくのかということが問題だと思うんです。最後には、これは助役か市長、答えていただきたいんだけど、公表基準の作成した大まかな中身、ポイント、これらについてこの際お示しをいただきたいと思うんです。

委員長（近藤礼次郎君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） 公表基準の具体的な内容ということでございますので、私の方から御答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、基本的にはただいま委員からお話ございましたように、この3月1日に施行させていただいたものでございます。この中では公表基準と、更にはもう1点といたしまして、指針でございます。土別市職員の懲戒処分に関する指針と懲戒処分の公表基準という2つの例規に基づきまして取り扱うような形にいたしましたものでございます。そこで公表基準の具体的内容でございますが、公表の対象につきましては、職務の執行上の行為につきましてはすべて懲戒処分として対象とする。すなわち懲戒処分につきましては、戒告、減給、停職等々が入るわけでございます。そこで職務に関連しない行為につきましては、戒告処分を除き、その他を対象とするということが基本的な対象事例でございます。

公表の内容につきましては、4点ほどございまして、まず1点目が事件の概要、2点目が処分の内容、3点目が処分者の所属、職位、最後の4点目が性別、年齢というような形で公表の内容を基本的に定めてございます。

免職処分につきましては、速やかに先ほど申し上げました公表の内容全体と更に氏名を公表するものといたしてございます。

停職処分につきましては、これにつきましても速やかに先ほどの公表の内容、氏名を除き公

表するというふうに規定してございます。

更に、減給、戒告につきましては、当該年度の3月末日までに事件の概要、処分内容及び処分日を公表するといったものでございます。

更に、免職、停職処分を行ったときの管理監督者としての指導、監督不適正と認められた場合につきましては、いわゆる嚴重注意処分ということになるかと思いますが、これらにつきましても、処分内容及び処分日、所属、職位、性別、年齢の全部もしくは一部を公表するといったものでございまして、これらにつきましては事案によってそれらの対応を図っていくということでございます。

ただし、公表の例外として、公表しないことができる規定を設けてございます。これらにつきましては、当該処分事件にかかわる相手方の人権ですとかプライバシーに配慮する必要がある場合、もしくは相手方が処分者の公表をしないことを求めた場合につきましては公表しないことができるというような中身でございます。ただ、冒頭、委員からお話ございましたように、刑事事件の起訴等の取り扱いの場合でございますが、報道等で社会周知された場合にありましては、市長が必要と認めた場合には氏名を公表するというような中身として具体の公表基準を定めたものでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） こういう基準を設けたわけだけれども、これは基準は使われないことが一番望ましいことなんです。だから、私は先ほどから申し上げているけれども、例えば助役は総務部長としても市の職員としても長いことずっとやってきて、今特別職にいわばなられたわけですけども、あなたの在任中でこういうことが起きていること、私は助役になった特別職、それは職員の延長線上ではなくて、やはり市長を補佐する幹部職員として特別職として、私は心して行政執行に当たっていただきたいと思うんです。一番初めにもお答えがあったけれども、土別の市政が始まって以来、1年間に停職処分が2人も出るなんていう事態はないし、あるいはまたそういう個人の情報を漏らしてはならないということなんかもつらっとして流される。こういうことは研修を通じたり、そういうことが起こったときには二度と再びそういうことは起こさないし、市民には迷惑をかけない、そういう立場から全職場での論議もやはり起こしていく。そういうふうに心して当たっていく。そして信頼される市政であり、信頼される職員になっていただきたいと私は心から願ってやみません。その点でこの職員の倫理についての論議を通じてどう皆さんが判断され、どうこれから進んでいかれるのか。この際反省も含めて決意と今後の方向性について答弁をいただきたいと思うんです。

委員長（近藤礼次郎君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、斉藤委員から、職員の倫理という形の中で、確かに冒頭ありましたように停職処分がこの1年で2件発生をしたという形、それとそれの事後処理のあり方等々についての厳しい御指摘もいただいたところでございます。私も平成9年に総務部長になって、昨

年10月に助役ということで特別職になったということで、その間、総務部長という立場からいたしますと、職員全体の人事管理というものについては当然全責任があるわけでありまして、そういったものには常日ごろ十分気をつけて、職員にもそういった形の中でやってきたつもりでございます。

特に管理職の役割というのは、公私ともに、公ばかりではなくて、私生活についても管理職は、公務員という我々の立場からいくと、そういう面にも目配りをして、そういった間違いを起こさない指導、助言という立場にあるわけでありまして、今回のこの2件というのは……、後段の御指摘の部分については私情の問題であっても、そういったことが市民に市の職員のあり方、姿勢が問われる一つの事案でもございます。そういった面では深く反省をして、今後職員の倫理観のあり方というものについては改めて周知徹底をして、市民に信頼される市役所づくりというものにこれは努めていかなければならない。更に斉藤委員からはある機会のときにもそういう頑張れというような御叱咤もいただいておりますので、それを肝に銘じながら、今後とも市長を補佐する立場として、市民の皆様方にそういった不愉快な思いをさせない組織づくりに努めてまいりたい、そのように考えていますので、御理解を賜りたいと思います。

委員（斉藤 昇君） 終わります。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原清一郎委員。

委員（菅原清一郎君） 市議会議員になってから初めての予算審議ということで総括質問のあり方がちょっとわからなかったものですから、最初に、大先輩の斉藤委員が見本となるような長い質問をさせていただきましたので、私も時間に余りとらわれず、たくさん質問させていただければありがたいなと思います。

実はそういう形で、新年度の予算審議をする場合に、私は43項目の質問があって、どういう形で処理していこうかしらと思って、各総務、経済、それから、教育委員会それぞれの方に43項目の質問書を問いかけて、事前にいろいろな資料をいただき、説明をいただいておりますので、端的にきょうは3項目、7つの質問に絞って総括質問をさせていただきたいと思います。

初めに、平成18年度予算で合併効果はどのようなものがあるかということでございます。各会計予算並びに関連提出議案に関する説明書の中で合併による地方交付税が前年並みの見込みとなるよとありますが、具体的にはどのようなになっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

両市町の合併には、血の出るような議論があった中で、最終的には、このままではお互いの自治体が破綻してしまうなどの危機感から、生活圈である共通点の多い土別市と朝日町の歴史的な自治体の合併は成立したのであります。国は合併成立した自治体への担保として、特例債を認め、地方交付税の維持を条件に合併を推進するようにしたのですが、実際にどのような形で交付税の中に合併効果が反映されているのかを知りたいのであります。

私なぜこのような質問をするかと申しますと、最近の新聞紙上で、合併をしない近隣の自治体の新年度予算の多くは、厳しい財政状況の中ではあるにもかかわらず、大きな落ち込みも

なく予算を積み上げているような状況にあるからであります。特に公共事業等もそれぞれの地域の実情から、対前年比、減額はしているものの、それぞれ立派に計上されているのであります。合併を成立させた新士別市の新予算は、一般会計では164億ということで前年対比3.5%増とはなっておりますが、合併特例債等の11億を合併特例振興基金として運用しているの、それを除くと実質的には3.4%の減というような予算になると思います。歳入の地方交付税は68億5,500万円ということで前年対比1%の増ということであります。地方特例交付金では5,600万円ということで24%の減となっております。

私どもの旧朝日町時代の一般会計は、30億から多いときには50億くらいあったわけですが、士別市の一般会計の予算が164億というのは、私は多いか少ないかはよくはわからないわけですが、そういう意味では過大見積もりはいけません、見積もりの根拠をわかっている範囲内で説明してほしいと思います。

私は単独の道を選択している近隣市町村の予算を見ると、本当に厳しい、厳しいとは言われていますが、余り地方交付税の減額をしていない。その大きな理由はどこにあるのか、この機会にお伺いしたいと思います。

そういうことで、合併効果は予算にどういうふうに反映されているのかということをもとめて3つ質問させていただきます。

メリット・デメリットはどんなものが中にあるのか、大まかで結構ですので、この機会にお知らせいただきたい。

2つ目とすると、地方交付税の今後の見通しはどういうふうになるのか、聞くところによりますと、今週中に特別交付税の内示がされるようであります。もしかしたら、もうされているのかもしれませんが、それがどのような形で、対前年を比較した中でどのようになっているかもお聞かせいただければありがたいなと思います。

それから、3つ目として、合併特例債の基金の積み立ての効果ですね。基金に積み立て11億をして、それを一般会計の方に予算を上げていっているわけですが、今後の利活用についてもこの機会にお聞かせいただきたい。

以上、3点、合併の効果の内容というか、そういう形でとりあえず質問させていただきます。  
委員長（近藤礼次郎君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

まず、1点目の合併のメリット・デメリットという合併効果の関係ですけれども、まず、一般的に言われている事項といたしましては、合併によって市民の利便性が向上する。これは窓口とか利用可能な施設が増えていくというようなことがございます。士別と朝日の場合で具体的に申し上げますと、いぶき等でやっております住民票とか印鑑証明書の交付、そういったものも朝日の住民の方が受けられるようになる、あるいは生活保護の方につきましても、ケースワーカーが地元のケースワーカーになりますので、緊急等に機敏に対応ができる、そういったようなことがございます。

それとスケールメリットによる効率的な財政運営ができる。これがただいま議員がお話しされていたところですが、この最大の効果というのが人件費になるわけですが、当然、市長、助役、収入役、教育長、こういった関係の人件費で5,600万円ほどの減、あと議員定数の削減になるもの、そういったものもございます。また、あと組織上もかなり統合されるということがあります。これは管理部門が中心になりますけれども、私どもの財政課、あとは総務課とか介護保険課、国保、監査事務局、議会事務局、そういったものがそれぞれやった部分が統合されますので、こういったところの人件費がかなり削減がなされるのかな。

それと一般的には庁舎を初めとしているいろいろな施設の統廃合ができると言っておりますけれども、本市の場合、かなり大きな行政面積がありますので、そういった統廃合は今のところ、給食センターが統合されるといった1点ですが、これでも維持管理費等で500万円ほどの削減になっております。

また、小さい話になりますけれども、予算書とか議員さんにお配りする資料、そういったもの等につきましても統合されるということで経費の節減になっております。

そのほかの合併上のメリットといたしまして、一般的になりますけれども、地域の一体的な整備が可能になるということで、本市の場合でいきますと、特別養護老人ホームの整備等について増床等、土別、朝日一体的に考えて朝日の方で進めていく、そういったことや、あと広域的な観点に立ったまちづくりができるということで、岩尾内湖から羊と雲の丘、そういったものを結ぶ一体的な整備、あとは合宿関係でも夏と冬を通じた通年の合宿の推進といったようなことが合併の効果として挙げられる。そのほかに国の支援として交付税上の措置とか合併特例債、そういったものがあると考えております。

あとデメリットという関係になりますと、これも一般的に言われている事項ですが、まず、地域間の格差が生じる。どうしても小さい方の町が衰退するといったような懸念があるわけですが、これにつきましては、本市の場合、総合支所方式、あるいは合併特例区を設けるといったようなことで極端なことがないようにという方策をとっております。また、議員数が減ることによって地元の声が届かないといったことで、きめ細かなサービスができないという懸念も一般的に言われておりますが、これにつきましては選挙区を土別地区と朝日地区で設けるといったようなことで対応しているということになります。あと、行政水準の格差の調整が難しいということで、どうしても片方で無料だったのが、合併することによって料金がかかるといったようなこともありますけれども、これも極端な負担増とならないように徐々に調整をしているというような方策をとっております。

次に、2点目の地方交付税の関係ですが、前段、お話の中で合併優遇措置、そういったものも、それとか具体的な根拠といったことも含めて今後の見通しということでお尋ねでしたのでお答えさせていただきますけれども、委員お話のように、17年度当初予算と比較いたしますと、1.0%の予算上の増ということで18年度は予算を編成いたしましたところですが、17年度の実際の決定額、それと比較いたしますと普通交付税の方は若干落ちて1.7%の減とい

うことで見ております。それと特別交付税、17年度分、国の方で数字が大体決まったということと聞いておりますが、それと比較いたしますと合併の優遇措置という、17年度に入る優遇措置というのが大分落ちますので、それにつきましては今22%の減というようなことで予算を編成いたしております。最終的には若干留保していると考えておりますし、この決定は7月と3月に待たなければならないのですけれども、現在の予算としてはそのように組んでいるというところになります。

それで交付税上の、合併上の優遇措置というものにどのように反映されているのかというお尋ねもありましたけれども、一番大きなのが合併してもそれぞれの自治体が今のまま存続するとして算定される、いわゆる合併算定がえですけれども、これは例えば合併したとしてもそれぞれの町にまだ理事者がいるというような算定、それとか小さい町ほど行政コストがかかるということで補正係数や何かで優遇されているわけですけれども、それもそのまま残るとような算定がなされます。それで18年度予算においても旧土別、旧朝日、それぞれの交付税で推計をいたしております。

例えばこれがこの優遇措置がないというふうに仮に仮定して推計いたしますと、17年度の数字を置きかえて計算いたしますと、大体3億4,000万円ぐらいは今優遇措置を受けているということになります。ただ、この分が増えるという意味ではなくて、合併してすぐこの優遇措置がなくて1つの団体になってしまうと本来であれば3億4,000万円ぐらいは減額とされるよということなんですけれども、これが減らされないで、合併後10年間は継続して、1つの合併算定がえというのが行われるということになります。

あと普通交付税の方の優遇措置として、合併補正による上乘せというのがございます。これが1年間、大体4,300万円ほど、これが5年間の優遇措置を受けれるということになります。

あと特別交付税の方での優遇措置として、これは17年度分から算入されているわけですけれども、まず新たなまちづくりとして、公共料金の格差の是正とか、各団体が持っている起債に大きな差があるとすると、それを是正するための措置ということで、これは包括的に人口に応じて算入されます。これが土別、朝日の場合、大体4億700万円ぐらいと想定されておりました、これを3年間で、1年目5割、2年目3割、3年目2割というふうに措置がなされます。それでこれにつきましては17年度の交付税に既に算入されるということになります。

あと電算の統合経費等も特別交付税の方で算入されるということになります。それで17年度の特別交付税の関係ですけれども、昨年の土別、朝日の特別交付税、それから、全国的に今1割ほど削減されるといったことの、それを発射台にして、この合併の優遇措置を見て計算をいたしたところでございます。

そしてあと18年度の見積もりの根拠ということですが、今お話しいたしました合併上のその措置のほか、あと国の地方財政対策、これの伸び率等が5.9%の減ということでありますので、それをもとに試算をいたしたところでございます。

ただ、18年度、国の見直しの中で道路とか面積とか農家数、あとは学校、これらにかかわる

ものの交付税がかなり大きく減額される見込みにありまして、人口が少なくて面積が大きい土別市のようなところが非常に不利になるといったようなことから、合併上の優遇措置があったとしても、交付税的には大きく伸びないというような考えにあります。

それでは、お話にありました近隣の市町村の方ではそんなに落ちてないのではないかというお話でしたけれども、これは各団体、当然試算の方法が違いますし、あと交付税に算入される起債の元利償還金の額、そういったものが年度等によって違いますので、それに大きく左右されるわけですが、近隣3町の平均を見てみますと、17年度の近隣3町の交付税の決定額と18年度の予算を比較いたしますと、平均大体9.2%の減で近隣も見込んでいるのかなというような状況にあります。

あと3点目の合併特例振興基金の関係ですけれども、これにつきましては旧市町村単位で地域の振興とか地域住民の一体感の醸成をするために国の方で基金を造成するのに合併特例債を活用できるということになります。これは建設事業の合併特例債とは別枠で支援をしていただけということになりまして、これにつきましても人口に応じて借りられるということで、本市の場合、人口規模から約11億の合併特例債を借りられる。このうち10億4,500万円が合併特例債で借り入れができて、そのうちの7割が交付税の算入がなされる、そういった支援を受けることになります。

それでこの具体的な活用につきましても今後の検討事項になりますけれども、原則的には国は基金の運用利息と言っておりますけれども、現在の金利は有効な活用というのがかなり厳しいというような状況にありますので、ほかに繰り替え運用とか、そういったことの検討とか、今後の財政状況によっては必要に応じて合併のための振興に、原資や何かの取り崩しも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 一問一答でやった方がやはりこれだったら問題がばやけなくて、はっきりわかると思いましたので、次の問題からはそういうふうにさせていただきますけれども、実は近隣の町村、やはりそれぞれ基金を取り崩した中で新年度の予算を組んでいるというのが今、財政課長の方からお答えがあったんですが、私どもの隣はこの際どうでもいいんですけども、地方交付税の……、我々議員も十数年議員をやっていても、余り交付税の計算方法がよく理解できませんし、本当に何度質問してもわからないんですけども、やはり合併をした市町の国に対する手厚いごほうびと申しますか、それが今言われたように特例債という11億今回基金をつくったものであるとするならば、今、財政課長が言うように、建設事業等は別枠だとおっしゃいましたが、そうすれば合併協議の中で特例債の枠が58億でしたが、五十何億ありましたが、それとは別で、この特例振興補助金積み立てしました特例債の11億は別枠だということで理解してよろしいですか。

委員長（近藤礼次郎君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） ただいま委員がおっしゃったとおりでございます。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） その辺のことは今そういう形で発表になって新たにわかった部分もあるんですけども、勉強不足で申しわけないんですけども、だとするならば、その辺の市民に対する広報と申しますか、合併したらこういう事業が受けられたよというようなことをやはり広く知らしめるために大いにすべきだというふうに思うわけですね。それはなぜかと申しますと、今回はやはり国の政策でもってこのような自治体の合併が成立して、新たな市町が誕生し、今運営されようとしている。しかしながら、非常に両市町が合併した中で職員がたくさんいらっしゃる、あるいは人件費に非常に大きな負担が必要だよ、そういうものがあるにもかかわらず、では国はそういう支援を、推奨をして合併を成立したところにはどういうほうびがあったのかということをよくわかってない部分がある。もしそういうことがきちっと報告されるならば、やはりそれぞれの合併がもう少し推進してもよろしかったのかなというふうに思うわけですね。

ただ、合併には一概にそういう特別交付税やら、それから、今のような特例債のことだけでは済まない問題がたくさんあるわけでありまして、1つにそういうことを大いに市民にわかりやすい報道をしていくべきだというふうに思うわけでありまして。ぜひそのことをひとつお願いしたいのと、それから、今後の地方交付税の見通しというところで、地方交付税は実質的には、特別交付税の方なんですけど、22%の減額となるよ。あるいはまた普通交付税では1%増では予算を組んではいるものの、平成17年度の当初予算に比べると1.7%の減だということでありまして、その辺もう少し……、我々に非常にわかりづらい数字が出てきたんですけども、その辺の御答弁をもう一度お願いしたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

まず、特別交付税の方から申し上げますと、特別交付税は17年度当初予算では土別で6億5,000万、朝日で5,000万円という当初予算を組んでおりました。これは今比較いたしておりますのは、あくまでもこの当初予算と比較いたしておりますので、22%ぐらい減になるというのは新市になってから、合併後の優遇措置も考慮した特別交付税と比較すると22%ほどの減になるということになります。それでこの特別交付税、新市において9億5,000万円ほど予算を組んだんですけども、その中には先ほど申し上げました合併上の優遇措置の1年目、包括的に算入される2億の部分と、あと電算設備の統合によって1億1,000万円ほど算入されるという見込みになりましたので、それを見込んで新市の方で9億5,000万円ほど組んだんですけども、18年度につきましては、まず、包括的な算入部分の2億が、2年目ということで1億に減ってしまうということ、それと電算にかかわる部分の1億1,000万円ぐらいの算入分がなくなるということで、計2億程度は下がるということになります。

提案説明等で書いておりました、ほぼ前年と同じというのは、合併する前の土別、朝日を足

した交付税の当初予算での比較になっておりますので、その部分の差というのはどうしても出てきてしまうということになります。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原清一郎委員の総括質問が続いておりますが……。

（「ちょっと区切りのいいところで、もう少しで、この問題だけと思うんですが」の声あり）

昼食のため午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 4 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

委員長（近藤礼次郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 午前中のそれぞれの合併効果がどういう形で予算に反映されているかということは、先ほど休み時間中に財政の方へ行って勉強してきましたので、おおむね理解しましたので、時間も非常に貴重な時間でありますので、私 1 人が使ってもどうかと思いますので、どうかくれぐれも厳しい財政運営されている中で、最大の効果を上げて、住民生活により反映されるように要望しておきたいと思います。

続いての質問であります。公営住宅団地内の通路の除雪についてであります。

朝日町地区には、合併特例区の設置によりまして、今後 5 年間は公営住宅団地内の通路の除雪は行うこととなっております。この事業は合併協議の中でもお話はされておったわけですが、高齢者の多くが公営住宅を利用されているところで、通路内の除雪すらできないような状況の中で、当時の朝日町から 2 分の 1 の助成を受けて団地内の除雪作業を行っているのですが、大変住民の皆さんには好評でありまして、現在では朝日町地区の 4 団地で実施中であります。

そもそもは通路内はそれぞれ雪の山となっておりまして、通路の役割を果たしてない状況下にありました。この除排雪によって、緊急時の救急業務や郵便や宅配、給油作業等々、生活をしていく上に数々の利点がある事業であります。今後特例区終了後もこの事業を助成しながら続けていただきたいと思いますが、どうかと思います。年々年齢を重ねていき、老人世帯がほとんどの朝日地区には欠かせない事業でもありますゆえ、今後は十分に合併特例区協議会の中では論議はされると思いますが、この機会にこの点からお尋ねしておきたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君） この事業につきましては、朝日町の公営住宅、比較的人居者の多い 4 団地の方々が組合を設立されて、それにこたえることを前提としまして、機械損料を基準として今事業を実施しているところでございます。これは合併協議の中でもいろいろ御論議をいただいたところでございますけれども、急激な住民サービスの低下等々を避けるために特例区事業として 18 年度から 5 年間の期限つきということで事業を実施するところでございます。

お尋ねの合併特例区が切れる平成23年度以降の事業の継続ということでございますけれども、これは全市にわたってこのような単独の補助事業がございまして、その都度、見直しをかけたリ、廃止をしたり、継続するというようなことで、毎年補助事業については見直しをし、実施をしている。予算措置をするということでございます。そのようなことからいきまして、5年後のことでございますけれども、十分検討はしていきますけれども、今ここで平成23年度から継続していくというようなことはちょっとお答えできないということで御理解いただきたい。

ただ、公営住宅等につきましては、土別市内にも数多くの団地がございまして、この雪対策というものについては十分今後検討していきたいというふうに考えてございます。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 来年のこともよくわからない時代でありますから、5年後のことをとやかくということでありますが、しかしながら、今やっている事業をいずれにしても何年後かにそれを廃止するということになる、やはり住民生活に多大な影響を与えるということで、私は機会あるごとにこのことを主張してまいりたいというふうに思うわけでもありますし、当然、朝日町において合併特例区協議会が設置されますから、その中で大いにまた論議されることだろうというふうに思うわけであります。

現在、個人負担、一応2分の1ということで助成をいただいて、個人的にいうと、団地ごと若干は違うんですが、7,500円から1万円ぐらいの個人の負担でやっているわけでありまして。今後この事業のあり方も含めて論議はされると思いますが、当面、2分の1を維持するということであろうと思いますが、地域の実情から見ますと、この事業はやはり継続するためには財政が厳しいということも背景にあるわけですから、若干の率が、例えばこれが3分の1の市の負担になろうが、何とか事業実施に向けて努力していただきたいなどは私は思っているわけでありまして。

あわせて、この機会に、今、朝日担当助役からお話があったように、本市の中でたくさんの団地があるということでありまして。当然、合併協議でもこのことは論議されまして、土別、本市の中の旧公営住宅の通路は現在こういう形での除排雪の対象にはなっていないけれども、やはり旧朝日町でやられた事業、住民生活の上で大変利便性のある事業でもあるので、今後どういう形で本市の中でこういうものに取り組んでいくためにはどういうことが予想されるか、この機会にお聞かせください。

委員長（近藤礼次郎君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） お答え申し上げます。

土別地区の団地内通路の除排雪についての考え方ということでございますので、これにつきましては住宅の通路、これは公営住宅法施行規則第1条に定めがございまして、共同施設ということになってございます。これらの取り扱いにつきましては、土別市住宅条例第21条でも市営住宅及び共同施設につきましては入居者が維持をしていくというふうになっておりますし、入居者のしおりにつきましても、除排雪、あるいは草刈り等は共同作業でお願いするようにな

っているところでございます。ただし、空き住宅等につきましては入居者の方に御負担をかけるわけにはいきませんので、市の方で屋根の除雪、あるいは通路の除雪等を行ってきているところであります。この原則的な考えで進めていく予定をしてございます。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今お答えをいただいたんですが、やはりこの事業は前に建築課長から、融雪槽を今後使った取り組みをしていきたいというふうなお話も伺っているわけですが、融雪槽ですね、規模によってどの程度の能力があるかわかりませんが、やはりこれにも相当の設備費もかかると同時に、融雪槽を設置した場合にはその場所まで雪を持っていく作業が生ずるわけでありますが、高齢者がどんどん高齢化して、そういう作業が困難な状況に陥っているという背景を見ると、果たしてそういう融雪槽設置がどうなのかというふうに私も思っているわけですが、もしおわかりであれば、その融雪槽、どういう能力があって、ランニングコストがいかほどぐらいかかるか、わかれば、この機会にお聞かせください。

委員長（近藤礼次郎君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） ただいま融雪槽の問題で御質問がございました。

これにつきましては、平成16年度に団地内すべての屋外環境整備につきまして検討いたしまして、その中で通路が狭い、あるいは隣棟間隔が狭くて雪の投げ捨て場がないという、古くて、平屋の団地による見られるケースでございますが、これらにつきましては道路に雪を出したりするということもあって、非常に交通安全上の問題もあるということから、試験的に17年度に1棟5戸のタイプにつきまして、融雪槽を設置いたして、今試験的に取り組んでいるところでございます。

これにつきましては、1棟5戸ですので、若干奥の方にいらっしゃる方は雪を運ぶ距離もあって御苦労されているということでございますが、FRPの埋設型の融雪槽、メーカーの推奨処理面積で申し上げますと、新雪20センチぐらい降った時点で約200平米ほどのスペースをクリアできるのではないかといい能力でございまして、スノーダンプで申し上げますと、ママサンダンプですか、これで91杯程度というふうなことでございます。

今回のものにつきましては、灯油ボイラーを使いまして、水槽内の水を熱交換をしてシャワーでかけて、融けてあふれる部分はポンプアップして雨水に流すという方式でございまして、設置費として今回の場合210万円、通路をある程度簡易舗装して管理しやすくする作業も行いましたので、舗装を含めて約300万円で設置をいたしました。これにつきましては市の方で負担をいたしております。灯油代、電気代等の維持費につきましては入居者の方をお願いしております。試算でございますが、例年の雪の状態ということで、11月半ばから3月上旬ぐらいを想定いたしております。ここ1棟5戸でございますが、1戸当たり1シーズン1万3,400～3,500円ぐらいかかるのではないかといいふうに試算をいたしているところでございます。現実に今中間で御報告をいただいているところでは、1月、2月で3,000円から3,500～3,600

円になったと聞いております。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 試験的に設置をして、現在実施中ということでありますので、設置に約210万円費用が必要だったということでありますが、ちなみに、朝日町の団地の一例を申しますと、80戸団地内通路除雪を、積雪10センチ以上、土別市の基準がそうでありますから、10センチ以上降雪があった場合に出動して、年間33回から35回程度実施している状況の中で、お幾らぐらいかかっているかと申しますと、1軒当たり、1軒というか、80戸で120万円ぐらい費用がかかっているわけです。その半額を自治体からの助成ということで運営されています。

土別市内の公営住宅の状況が把握しておりませんので、通路の幅員がいかほどあるか承知してないので一概に言えないわけですが、3メートル程度の通路の幅員があれば、除雪ドーザーで除排雪をした方が効率的ではないのかなというふうに、今、建築課長の答弁を聞いて特にそう思ったので、来るべく選挙の終わった後、私が議席を取ったら、私に今年の結果を教えてくださいただければ、今後の資料にしたいと思っておりますのでその節はよろしくお願ひしたいなと思っております。その辺の比較、可能かどうかだけちょっとお聞きしたいし、ドーザーでやる考えがあるかないか。あるいはまた通路の幅員がそのくらい、ほとんどの住宅であれば別なんですけど、狭いところもあるやに聞いていますが、大体団地の構成的にどういう基本的なそういう幅員の取られているような住宅が設計されているか、この機会によろしくお願ひします。

委員長（近藤礼次郎君） 遠藤部長。

建設水道部長（遠藤恵男君） 私の方から、今後の対応といいますが、現在の状況を説明させていただきますけれども、朝日町の4つの団地それぞれ除雪の状況を見させていただきました。それを見ますと、やはり団地の前が非常に広いということと、それとその横に駐車場といいますが、空き地になっている部分が多いんです。そういう面では今言いましたプラオが入ったり、除雪機器が入って、そして雪の堆雪するスペースが非常にあるということで、そういう面ではうまいぐあいには見えてきたんですけども、土別市の場合、住宅と住宅の間が非常に狭いということと、駐車場が住宅の前に並列駐車というんですか、並んで駐車したり何かして、非常に面積が狭いということで、プラオなどを使ったり、それから、除雪機を使って周りに飛ばすというようなスペースがないということで、融雪槽を試験的にやっているという状況でございます。

ですから、そういう状況を見まして、これからの住宅については広いスペースの取れるところについてはある程度考えなければならぬかなと思っておりますけれども、先ほど言いましたけれども、それぞれ共同施設ということで、入居者に負担をしてもらおうという考えからしますと、広いスペースのあるところについてもそれぞれやはり全体的なことを考えて、入居者に負担をしていただく、そういうことでいきたいと考えております。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 通路の幅員は、基本的な土別市の公営住宅の場合、通路の幅員、先ほどもちょっと言ったんですけれども、どれくらいを基準にして設計されているのか、さっき質問はしてあったんですが。

委員長（近藤礼次郎君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） 近年建てております住宅につきましては幅広く、雪の問題等もありますし、日照の関係からあっても広い通路が確保されておりますが、50年代中ごろまでの平屋建ての住宅につきましては、敷地幅で4メートル程度しかなくて、その後は南側の南庭柵といいますが、そういう形になって、隣の敷地になってございます。したがって、その中で駐車場も兼ねておりますので、現実には通路として実際使えるのは2メートルから3メートル程度で、非常に狭い団地が多いという状況でございます。

以上でございます。

（「基準的な幅員をどれくらいを今取っているか」  
の声あり）

基準的な幅員ということで、とりわけ定めとしてはございません。ただいまの狭くて困っている住宅についてはその程度の幅員でできておりますが、通常は、今、駐車場、あるいは広場等も含めてゆとりのある設計に努めておりますので、現在進めております団地等につきましては十分広い通路が確保されております。歩道用としても、車が入らない部分についても4メートル以上確保できるような状態で設計をいたしております。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでは、次に、3番目の朝日スキー場内のゴルフ場打ちっ放し練習場の今後の方針ということでお聞きしたいと思います。

昨年度、ゴルフ練習場には7万円の補助でもって、残りの不足分は愛好者の皆さんから会員権を募って1人1万円の年会費を集めまして、更に打ちっ放しのコインの売上金でゴルフ練習場愛好会が運営されていたのですが、今年度は減額ではなくて、補助金ゼロということの内示といたしますか、連絡があったように聞いています。

たまたま私がその練習場の運営上の会長をやっていたものですから、私には何の連絡もなく切ったものですから、それではあの施設は今後どうするんだろうということを地域住民の皆さんとゴルフ愛好者の皆さんは思っているわけでありまして。あの施設は、スキーの合宿の来町者やら、あるいはまた町内にいらしていただいた皆さん、あるいは中学生等々に大変長い間親しまれてきた大変有意義な施設であります。今年は予算がないということで、あの施設はもうやめるんだということだと思っておりますが、7万円の補助金の打ち切りは、これは単純に金額を私は言うのでなく、あの施設を今後どうしていくのかということにつながってくると思っておりますね。たまたま去年、ゴルフ愛好者でもって若干の設備投資をした経緯もあって、では、そういう設備投資した見返りは私は何も望んではないんですが、そういうものに対する今後その施

設をどうしていくのか。あるいはまたあの施設をつくったときに、町からの助成でもって、ボールの洗浄器やら、あるいはコインの販売機やら、あるいはゴルフ練習場の草刈りの刃物等々も含めての一式の設備投資をしてきたものを今後どうしていくのかということが全然論議されてないで、ただ単に打ち切られておる。当初、スキー場の降雪時にすぐゲレンデが使えるようにということもあって、ゴルフをやられる方はわかるんでしょうが、約二百数十メートルの距離を、ちょうど緩斜面ですが、毎回草を刈り取りをしているものですから、降雪時、すぐゲレンデが利用できるという大変な利点もあったわけですが、それがあの施設をもう使わないんだということになれば、これからどういう形で維持管理していくのか、草がぼうぼうになって、背丈以上にもなる地域でありますから、今後ではどうしていくのかということ、あるいはまたゴルフのボールが民有地やらほかの地域に飛んでいかないように、大分高いネットを両側に設置しているんですが、ああいう設備したものを今後どうするのか、スキーをやる上においては、ゴルフ場のネットは非常に不必要なものでありまして、逆に危険度が増す設備でありますので、もし使わないのであれば、今後それを取り外すのか、まずもってその辺の考え方からちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） ただいま、委員の質問のあった朝日ゴルフ練習場のことについてお答えします。

まず、現在の朝日スキー場内にありますゴルフ練習場ではありますが、このゴルフ場、一応愛好会からということで要望、昭和60年に受けまして、その年に現在のゴルフ練習場を設置しております。この施設、そのときにあわせて、管理用の器材等もあわせて購入もしております。この施設、できた時点で、今後の管理をどうしようということですが、愛好会の中に運営委員会というものを組織しまして、現在まで自主運営という形で管理をいただいております。

市といたしましては、この運営委員会に対して若干の助成をということで今までしてはありますが、18年度のこの運営委員会の方と協議をしております。その後、委員会の方からの要望について、こちらの方ではございませんし、また、平成17年度の運営委員会の決算を見た中で、補助金がなくても運営ができるものと判断いたしましたところでございます。

また、この施設、現在市としましては現時点で休止、また廃止をする考えは持っておりません。それにあわせて、器材等の処分についても考えてはございません。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 唐突にいかにも役所的な発想でお話しされているけれども、私が言っているのは、ただいま壺井主幹からおっしゃったのは、この事業は18年度の事業費の決算書を見たときに、これからは補助金なしでもやっていると今判断されているけれども、それはだれが判断されているんですか。私は会長ですけれども、たまたま会長で、私には何もそんな話がなくて、これから総会をやるわけですよ、これから。融雪して春一番であの施設を皆さん使う

んですよ。あなたが勝手にあの施設は補助金なしでやれるよという判断をされる権限はどこにありますか。私はそういうことは言ってほしくない。私が言うのは、だからさっきも言っているように、やはりそういう対話が全然なくて、一方的に、では今この施設は閉鎖する予定もないとか言っているけれども、あの施設を閉鎖するもしないも、補助金が7万円もらったからって、練習場にかかる経費としたら微々たるものなのですね、確かに。しかし、効果たるものは、そこに来ると人は自腹でみんなお金を払ってあれを維持して、町外からいらっしゃる方に利用してもらっているわけですよ。愛好者の人たちはゴルフ場に直接来ている人が多いわけですよ。練習場は余り使わない。そういう実情もわからないで、あなたがあの施設は補助金なしでもやれるなんて、どういう根拠でそういう決断をされたんですか。

委員長（近藤礼次郎君） 大内総合支所次長。

朝日総合支所次長（大内孝司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

だれが判断をしたということでございますが、補助金がなくてもという、今、壺井主幹の方からお話ししましたが、実は毎年補助金を交付いたしまして決算書をいただいております。その中で大体年間の予算額が40万円程度の予算で運営をされているというふうに報告を受けてございます。その中に7万円という補助金が入っているわけでございますが、それを見ますと、今コインの売り上げということがございましたが、コインの売り上げについてはここ何年かはないという報告をいただいております。どういう運営をしているのかなということいろいろ調べさせていただきましてけれども、一応会員の方々が年間1万円を出資されて運営をしているんだということで、会員についてはコインを買わないで、1万円を出資しているので利用しているんですよというお話も伺ってございます。それで決算内容で申し上げますと、私どもは補助金がないという判断ではございませんけれども、毎年の繰越金の額を見るとかなりの繰越金が出ているという状況で報告をいただいております。

したがって、7万円の補助金を交付して、繰越金が年によっては補助金を上回る額の繰越金という決算書をいただいております。これを見る限り、私どもとしては補助金の7万円というものが仮になくなったとしても数字上は運営ができるものという判断をしたということでございまして、現実にはどうかという部分についてはちょっと私の方では把握していないのが実態でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ですから、私が言うのはお金が7万、どうのこうのではないんですよ。

この施設をあなた方がそういうふうな判断をしているということは、では今度は私はスキー連盟の会長として言わせていただくならば、あのゲレンデの草刈りを秋までにきちっとする場合に幾らお金がかかるんですか、では。

委員長（近藤礼次郎君） 長南主幹。

地域教育課主幹（長南広基君） スキー場ゲレンデの草刈りの関係でございますが、スキー場全体では18年度予算では約50万円ほどの草刈りの費用を見込んでございます。ただし、練習場の

約2ヘクタールほどあると思われませんが、その部分についての予算は現在計上されておられません。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ですから、その辺までいろいろな波及がされてきちゃうわけですね。ですから、私はそういう事業が例えばそういう判断をされたとするならば、もっとひざを詰めて、予算計上する前にもう少し担当者ときちとお話し合いをしていかないと、1つの団体をあなた方の意見でもってつぶす、つぶさないの話ですよ、それであれば。先ほど大内次長からおっしゃったけれども、予算が余っていると。それは年々利用者が少なくなってきて、一応集めたお金をなるべく留保しているというのは、やはりあそこをやるのには40万円ぐらいの人件費がかかっているわけです。人件費ですよ、すべて。今年は幾ら払ったかと申しますと月5万ですよ、お金がないから。ですから、来年8万円ちょっと繰り越しているのは、新年度に向けて最初の年は売り上げもないから、そういう運営をされている、厳しい財政運営をしているのがゴルフ練習場の会計なんですよ。ですから、では5万円で大内次長にあの2ヘクタールのところを草刈りをしていただいて、月ですよ、毎日ボールを拾っていただける方がだれかいらっしゃいますか、そういう方。例えば現在のシルバーの人にそういうことをやっていただいたら、だれかいらっしゃるでしょうか。私はいないと思うんですよ。ですから、そういう実情の中でやっている事業なので、余計やはり予算をただ切ったからどうのこうのではなくて、こういう朝日町に昭和60年から20年もやってきた事業をなくする。必要ないとか、そういう判断をそちらでされたことだけれども、もっと話し合っただけでよかったんじゃないですか、これ。あるいはまたゴルフ場ならず、今、長南主幹からおっしゃったように、あそこをスキー場を刈るだけで50万円ですよ。では下は2ヘクタール刈ってもらったとき幾らかかるんですか。そういうところに波及していくから私は言っているわけ。あるいはまた使わないとなれば、さっき言ったようにネットも処分しなければいけない。まだ十分に耐用期間は残っていると思うですよ。ですから、町内にある設備、スキー場の、ゴルフ練習場から端を発して、いろいろこれから設備がされているのが統廃合されてくると思うんですよ。ですから、される前段で、もっと地域住民、あるいはその利用者団体があるわけですから、そこともっと話を詰める必要があると思いますが、いかがですか。

委員長（近藤礼次郎君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君） 私の知り得ている、報告を受けている限りで御答弁申し上げますけれども、先ほど壺井主幹、それから、大内次長の方からも御説明申し上げましたが、愛好会の運営委員会の事務局の方とは数回にわたって論議はしたというふうに報告を受けてございます。

それともう1点は、昭和60年にこのゴルフ練習場を開設したということにつきましては、ゴルフ愛好会の方々の熱意でもって町がそれにこたえる。その関係につきましては、たまたまスキーの合宿、夏の合宿等々で指導者等々が来て、夜のレクリエーションの場というようなこと

も含めて設置をしたという経過がございます。その時点のことで申し上げますと、あそこの練習場を町として設置はいたしますが、運営等については一切町の補助等については……、その当時の約束事ですからあれですけれども、一切町としては補助は出さないという約束事できたわけでございますけれども、たまたま今、菅原委員さんからも御指摘のとおり、会員数も減り、なかなか維持費が大変だということで、数年前に、初めは多分十数万の補助で、だんだん減ってきたというふうに考えてございます。それで私ども、何年か、2～3年前からの運営委員会の決算等を見させていただきましますと、先ほど次長からも御説明がありましたとおり、繰越金がただ出てきている。その使い道についてはいろいろ今御質問の中にもありましたから、理解をしないわけではございませんけれども、愛好会の方々も年間余り今練習に行っていない。それから観光客といいますが、そういうスキーの合宿の方も相当昔は来ていましたけれども、現時点では相当少なくなって、ほとんどいないような状況だということでございます。決してあそこをある施設を私どもは廃止するとは考えてございません。あくまでも原点に戻っていただいて、今までどおり愛好会の方を中心に運営管理していただいて、使用していただいて有意義に使っていただきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 20年前のお話からされて、ちょっと私もそのときの経緯があやふやな部分もありますけれども、確かに愛好者からの陳情でもって、当時の建設課長が核となってこれをつくった。ただ、この施設が観光施設として位置づけられておりましたので、スポーツ施設ではなかったわけですね。ですから、それを管轄する部署が教育委員会ではなくて、観光係の方だということもあって、なかなかいつも予算を、予算というか、補助をお願いするときに、いろいろな窓口の変更等々もあつたりで、あっち行ったり来たりはしておったわけです。今、助役がおっしゃったように、数年前から維持管理が非常に厳しいということで、実は最初20万円補助をいただいて、現行、昨年7万円ということであります。今、八万数千円の繰り越しはあるわけですが、これは春からの対策で取っておいたものでして、先ほども言ったようにすべてが人件費ということとなっております。

今、発言を聞きますと、原点に戻って、やるなら愛好会でやりなさいという意見ですが、もう一度そのことを確認だけしておきたいと思いますが、いかがですか。

委員長（近藤礼次郎君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君） ただいま私の方から説明申し上げましたとおり、補助金的なものは別といたしまして、今後の運営等については、愛好会を中心に運営をしていただいて施設の管理をしていただきたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 愛好者の中にそういう方が何名かいらっちゃって、このことが予算化されてから、私のところにこのことで何とかならないかという方もいらっしゃる。そういうことで、今、朝日担当助役の方からそういう建設的な意見をちょうだいしたので、私も持ち帰って、

内部協議して、もしあの施設が今後利用できるものならば利用していきたいというふうに思います。

ただ、あともう1点確認しておきたいのが、やらなくなった場合に、それならば、あの施設の今度スキー場としての価値観を最大限活用するためには、あそこに打っているネットがありますが、ネットの除去とか、あるいは現在の備品関係の処分はどのような形でやられるのか。それと同時に、毎日あそこは夜ナイターでやっていますので、防犯上の対策としても、やはりロッジの利用がされているわけですが、そういう観点から見てどういう考えがあるのか、この機会にお聞かせいただきたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 城守総合支所長。

朝日総合支所長（城守正廣君） 御質問にお答えいたします。

今、廃止した場合に、残りの器材等々の処分についてどうするかというようなスキー場の管理等も含めての御質問でございましたが、現段階ではこちらの方では廃止するというような考えでなくて、今、助役が申しあげましたように愛好会と今後の運営について協議をしていきたいというような中身でございます。当然、廃止という形になれば、菅原委員おっしゃったようないろいろな今後の対策が出てくると思うんですが、とりあえず、運営について今後とも話し合いをしながら、その時点でそういったものについての判断をしていきたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 大変な運営を強いられている中でありますので、そういう機会を持つということでもありますから、できるだけ早く、愛好者の方と、あるいはまたスキー連盟とも相談していただければありがたいと思います。

ぜひ前向きに考えていらっしゃることは思うんですが、やはり1つのものの団体の補助、今、新市の中の今年度の予算で1億100万円程度の助成金が予算化されているわけですね。やはりそれは当然、それぞれの団体に広く厚くされているところもあるでしょうし、あるいはまた少ない予算で我慢していただいているところもあると思うんですが、最大限1億100万程度の市からの各種団体への補助金について、十分にその団体と話し合いをしながらやっていると思いますが、やっていない部分もあるだろうと思います。そしてまた1つの事業を打ち切ることによっていろいろなデメリットもそこに生じてくることも想定されるので、十分にその辺を検討していただきたいと思いますが、最後にそのことをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、朝日のゴルフ場の関係の話でいろいろ御意見をいただきました。基本的にはゴルフという形になる……、こんな言い方をすると私もゴルフをやるわけですが、税金がかかけられている遊び、趣味の世界という分野もないわけではありません。そういう意味合いからいきますと、自主管理で自主運営されていくのが対市民に対しても一番通りがいいの

ではないかというふうに考えている部分もありますので、それはそれで私の考えとしてはそういう考え。

それと、補助金全般にかかっているお話がありましたけれども、当然、それぞれの団体の運営というのは、福祉団体から教育団体、スポーツ団体、いろいろあるわけでありまして、そういった団体については行政がある意味では一分野を担ってもらっているということも一方ではあるわけでありまして、そういった団体、それから政策的な補助金もそういうものに入っておりますけれども、それらについてはそういった目的、そしてそういう補助金というのは市民の皆さんが出すことに納得できるものでなければならぬのではないかと考えておりますので、そういった視点で今後とも補助金等々の取り扱いを進めてまいりたい、そのように考えております。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下 亘委員。

委員（寺下 亘君） 総括質疑をさせていただきたいと思います。

障害者自立支援法については、一般質問でもお伺いいたしました、具体例について、何点かお伺いしたいと思います。

1つは、今後のいわゆるぬくもりだとか、それから、かたくり小規模作業所、それから、朝日小規模作業所についてであります。訓練給付事業という形で、1つは自立訓練と機能生活について、身体機能、生活機能の向上のために必要な訓練を一定期間、訓練期間は内容は省令で定めるという形になっていて、私のところにはまだそういう省令がわからなかったんですが、実を言うと2月28日に官報で明らかにされているということでございますので、そんな中身についてもお知らせをいただきたいと思います。訓練期間の延長は、原則だめですよということになっていますので、この訓練期間というのは一体どれくらいの期間なのか。

また、2つ目に、就労移行支援という形の中では、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を一定期間実施する。一定期間というのが実をいうとこれも省令で定めるということになっているようであります。この一定期間というのは一体どれくらいの期間なのか。

3つ目に、就労継続支援、雇成型と非雇成型ということになっています。就労の機会を提供することなどを通じて知識、能力を向上させるための訓練を行う。内容については省令で定めるという形になっています。これは厚生労働省の出した資料をもとに質問させていただいておるんですが、そういう形で今まで明らかになっていなかった。これが例えばぬくもり作業所、かたくり小規模作業所がどの形になって、どういう形で今後運営されていくのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 都福祉課主幹。

福祉課主幹（都 研司君） ただいまの御質問でございますが、まず、自立支援法の詳細については政省令で定められるということでございます。今、委員さんお話のとおり、この政省令規則が示されたのが2月28日でございます、短期間のうちに業務を行いなから行っていかなければならぬということで大変苦勞している状況であります。現在サービスを利用されている障

害者に影響のないように、施行に向け、福祉のサービス、利用手続などを実施しているところ  
でございます。

次に、訓練等給付の内容についてでございますが、訓練等給付には、先ほどお話のとおり、  
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などがあります。それぞれの内容につきましては、自  
立訓練、これにつきましては身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を一定期間実施す  
るものとされております。先ほどの御質問の中でその期間というのはどれくらいだというお話  
がございました。身体機能訓練につきましては1年6カ月、生活能力訓練につきましては2年  
から3年とされております。

次に、就労移行支援でございますが、これにつきましても一定期間の訓練を実施するという  
ことになってございます。この期間につきましては、2年間という定めが政省令の中で出てき  
ております。

次に、就労継続支援でございますが、これにつきましては期間の制限がございません。

次に、作業所の新体系への移行についてでございます。作業所につきましては、現在士別市  
内に精神障害者、それから知的障害者の小規模通所授産施設が2カ所ございます。それと朝日  
地区に地域共同作業所が1カ所ございます。士別市内の小規模通所授産施設につきましては、  
就労移行支援などの新体系へ移行しなければならないということになっておりますが、作業所  
と移行の時期などについて協議をした結果、おおむね5年間の経過措置がありまして、当面は  
現行のまま存続し、移行に向けて今後法人とも十分に協議をしまいたいと考えておりま  
す。

また、朝日地区の地域共同作業所につきましては、一部、道の障害者地域共同作業所運営費  
補助金を受けながら運営をいたしておりますが、本年10月にこの補助金が見直しの予定となっ  
ております。そこで新規に地域活動支援センター等事業費補助金が新たに創設されますことで、  
現在の作業所が地域活動支援センターに移行が可能なことから、この補助金を活用し、運営し  
ていくよう検討いたしているところでございます。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） そうすると、ぬくもりとか、かたくり小規模作業所は、先ほど就労継続支  
援の形になっていくのかなということですけども、5年間経過措置があるんだよということ  
はわかりますけれども、5年の間、補助金だとかそういうものが削減されたり、そういうこと  
は一切ないと考えてよろしいでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 都福祉課主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 委員さん御指摘のとおり、補助金については今のところ継続して受  
けられるというふうに考えてございます。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 就労継続支援というのは、雇用型と非雇用型の2つに分かれている。一般

的に今回の障害者自立支援法というのは、自立した形で社会生活を行えるような形にしようという法律だと思うんですね。就労継続支援事業というのは、例えばそういう自立して一般社会で働くとか、そういうことはないと考えてよろしいのでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 現在の作業所、通所授産施設につきましては、考え方といたしましては、やはり作業生の状況等を考慮いたしますと早いうちに就労継続の雇用型という形にはもっていくのは難しい部分なのかなというふうに考えてございます。考え方といたしましては、非雇用型で、この非雇用型というものは企業や就労継続支援事業での就労経験があるもので、年齢や体力で雇用されることが困難な者だとかいろいろな条件がございまして、就労に向けて、ある程度困難な状況にある障害者を非雇用型の施設で雇用していくというようなことになろうかなと考えておりますので、今の状況で当面、事業を進めていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 皆さんが一番心配しているところが明らかになって、これはよかったなという感じがするんですが、あそこの作業所で働く人たちが本当に自分の働く場所が確保されるということが今後も継続されるんだということでございます。

もう一つ、お聞きしておきたいのは、いわゆる制度が改正されることによって、食費だとかいろいろな形で経費がかかり過ぎて通えない障害者の方々も出てくるのではないかと、そういう心配もされておりますけれども、その点の今後の運営のあり方についても若干御説明いただけたらと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 利用料の関係でございますが、利用料につきましては原則1割負担ということでなっております。減免措置もございまして、低所得者につきましては、定率負担については障害者2級の場合には利用料というのはいりません。食費につきましてはそれぞれ作業所で決定することができるということになってございまして、現在1食、お昼だけの食事の提供をしていると思っておりますが、お昼の食費、原材料費130円、これを現在も徴収しておりますので、利用増には即つながるといふふうには考えてございません。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 安心してあそこで就労しながらやっていけるという報告でございますので、皆さんも非常に喜んで、あそこで事業をしていくものと思います。

次の質問に移らせていただきます。公営住宅についてお伺いしたいと思います。

さきに議決された土別市公営住宅条例の一部を改正する条例、この中で市長の裁量により、世帯構成及び心身の状況から見て入居者を定めることができるというように条例の改正がなされました。これは私は非常にうれしく思っています。

私は、平成15年第2回定例会でバリアフリーの市営住宅に障害者の優先枠をぜひつくってほ

しいという要望もいたしましたけれども、このときは残念ながら御理解をいただけなかった状況にあります。そこで現在の公営住宅の実情について若干お伺いをしておきたいと思います。

現在、公営住宅の戸数、またその中でバリアフリー化された住宅は何戸になっているのか、まずお知らせください。

委員長（近藤礼次郎君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） お答えいたします。

まず、市営住宅の全体の戸数でございますが、土別地区、単独の住宅も含めまして18団地で923戸、それから、朝日地区は11団地で218戸、合計29団地、1,141戸の管理戸数となっております。この中には空き家も含んでおりますが、そのうちバリアフリーになっている住宅につきましては、団地ごとに申し上げます。北部団地のC棟、4階建てがエレベーターを設置しておりますので40戸。それから、北部団地A棟、B棟の2階建てのうちの1階がそれぞれ10戸ずつございまして20戸、それから、桜丘団地A棟、B棟の同じく1階の部分が12戸ございます。これは若干狭いタイプでございまして単身者向けとなっております。それから、桜丘団地C棟、3階建てのうちの1階、これが6戸ございます。それから、上土別団地が木造で平屋でございまして、1棟2戸が5棟ございまして10戸。合計いたしますと88戸がバリアフリーの対応をしている住宅でございます。

そのほかに、スロープがありますけれども、玄関の部分で上がりかまち、靴を脱ぐところで若干の段差がある団地がそのほかにございまして、東山のBの1から2、これは1階の12戸、それから、Bの4と5、同じく1階で12戸、合わせて24戸と、朝日地区の中央団地A棟、B棟の1階12戸、曙の第三団地の8戸、それから、曙の団地11棟、これもすべて平屋でございまして、44戸、合わせて64戸ございまして、こちらの一部高齢化対応になっているものも同じく88戸ということでございます。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） そこでかなりの戸数のバリアフリーの住宅が増えてきたということはおうれしいことでありまして、そこに入っている障害者、特に下肢の障害者の方、それからお年寄りでなかなか大変、そういう段差のある住宅に入ることのできないということで、そういうバリアフリーのところに入っている世帯というのは何世帯ぐらいありますか。

委員長（近藤礼次郎君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） 足の不自由な方、何世帯かということにつきましては実際の数としては把握できていないのが現状でございます。ただし、毎年、次年度の家賃を算定する際に、入居者の方々から収入の額を調査いたしまして報告をいただいております、その際に身障者手帳の交付を受けている場合につきましては所得の控除がございまして、それを提出いただいている方につきましては数が把握できておりますので、それでお答えをさせていただきたいと思いますが、土別地区86世帯、朝日地区13世帯、合わせて99世帯になっております。ただし、こ

のそれぞれの方がどのような障害で交付を受けているのかということについては一切把握をしておりませんので、足が悪い方が何人かということとはちょっとわかりません。

なお、この99世帯のほかに、交付を一切受けてないかと申しますと、それも控除が必要としない階層の方につきましては手続上出しても効果がないものですから、それを受けてないケースもございますので、入居戸数の全部だというふうには私ども受けとめておりません。ただ、現在写しをいただいている世帯が99世帯あるということで答えさせていただきたいと思います。以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） なぜそのことをお聞きするかというと、一般に公募された住宅、障害を持って、下肢の悪い車いすや何か、一般に公募して優遇措置を今まではあったけれども、それでは申し込みもできない。実際にここはあいているよ、公営住宅はあいているよといっても、そこを利用できる人でなければいわゆる申し込みすらできないという、そういう状況に今まではあった。だから、そういう点で見ると、今回市長の裁量によってそういう人たちが救われるというのは非常に喜ばしいことだと思うんです。ただし、そういう同じ障害、障害者手帳を持っていても、特に下肢の、車いすを利用する人、またはお年寄りでつえをついて歩かなければならない人、そういう人たちというのはやはり優先的にぜひ今後も考えていただきたい、こう思うんですね。

それでもう一つは、今後、公営住宅、バリアフリー化の住宅を建てていく、建築する計画、ちょっと北部団地なんかもあると思うんですが、その点お知らせください。

委員長（近藤礼次郎君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） まず、北部団地の関係でございますが、今年度からD棟、それから、残りもう1棟がE棟で、同じく4階建ての40戸のエレベーター付きのタイプが合わせて80戸計画をしております。これについてはすべての戸数がバリアフリー。それから、その後、年度はまだはっきりしてございませんが、特高賃、いわゆる多少高額所得の方を対象とした住宅を2階建てでございますが、12戸計画をしております。これのうちの1階についてもバリアフリーで建設をいたしたいと思っております。それから、朝日地区におきまして、本年度から、計画的にストック総合活用計画の中で改善事業をいたしております。1棟4戸ずつ、あるいは年によっては8戸ということになりますが、改善事業におきまして高齢化対応の団地を整備していく予定になってございます。本年度はもみじ団地、1棟4戸を計画しているところでございます。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 公営住宅の周辺の管理整備だとか、それから、公営住宅のバリアフリー化について、斉藤 昇委員が質問もされております。そこで、若干、今まで質問して答弁された中での、これは平成15年の決算委員会で斉藤 昇委員が質問しているわけですが、その後、例

えば先ほど答弁でありました東山の上がり口の段差だとか、これは計画的に整備していきたいという答弁だったんですが、例えばどのような周辺の整備、または段差の解消がやられたのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） ただいまの御質問について、平成15年の決算審査特別委員会で斉藤昇委員の総括質問にお答えをしてきた経過がございます。この際に、バリアフリーを必要とするような団地はまだまだございますので、それらの実態を把握して、長期的な取り組みの中で改修については進めてまいりたいということでお答えをしております、そのほかで何が急がれるかということも実態を把握していきたいというような答弁でございました。

その後の取り組みといたしまして、私どもの方で平成16年度に課の業務目標の一つに掲げまして、全団地の環境整備計画を策定いたしましたところでございます。ねらいといたしましては、通路の段差の部分でありますとか、雪の投げ捨て場がどうなのか。あるいは内部階段などで手すりがない場所もございましたり、すべて一通りの団地を調査いたしまして、急がれるものから整備をしようということで行ってきております。

バリアフリー化の大々的な改修につきましては、やはり今後のストック総合活用計画等々できちっと計画をした上で進めていきたいということで行っておりまして、もっと簡単に簡易的に解消できるものはないかということで計画をして進めてきたものが東山の駐車場内の段差があった。それらについては即対応したり、桜丘の2階建ての比較的高齢の方が住んでいる箇所については、入居者の方と協議をいたして、必要に応じて手すりを取りつけたというようなことがございます。

今年度の先ほど融雪説明の際にもちらっと触れましたけれども、通路の簡易舗装などが、やはり足の悪い方にとりましては砂利道では不便だということで少しずつやっつけていこうという計画をいたしまして、寿団地の通路舗装、あるいは東山、東雲団地の通路舗装などを進めてきているところでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 寿団地の通路、いわゆる斉藤委員の質問では簡易舗装でもしてほしいという要望だったんですが、寿団地と、どこの団地も簡易舗装をやったんですか。

委員長（近藤礼次郎君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） 寿団地、全部は一遍にできなかったものですから、3棟分、全く簡易的ではございますが、再生合剤砂利を低圧する形で行いました。それから、東雲団地、先ほど融雪槽を設置いたしましたところについても、段差も解消して、除雪の軽減にもつながるということで、それは1棟、合わせて4棟分を17年度予算で行っております。18年度は東雲団地の簡易舗装だけ予定しているところでございます。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 簡易舗装でなくて、いわゆるアスファルトの粉とっていいの、私はちょっとわからない、乳剤というのですか、あれで固めたということなんですね。ぜひそういう点ではもっともって団地内の通路の本来は簡易舗装が必要なんです、そういう形ででもとりあえず進めていただきたい。

もう一つは、例えば先ほど言った東山団地のC棟ですか、あそこをスロープの方から上がってきても、段差が2段か3段あるんですよ。あれはほかから来ても車いすの人はやはり大変なんですね。あれくらいは直す計画は持てないのかどうか、そのことも指摘をされていたんですが、もう一つは、スロープがあっても冬になったら全然一つも使えない。北海道の雪を考えないスロープをつくっているということも言えると思うんです。そういう点も含めて、今後の計画があれば、明らかにしていただきたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 土岐建築課長。

建築課長（土岐浩二君） 御指摘の東山団地のスロープはあっても、中間に段差があるという場所が確かにございます。これは自然の地形を利用して、同じ棟の中で3段ないし2段の高さを変えて、結果的には基礎工事の経費を安く仕上げたということもあろうかと思いますが、段差があるのは事実でございます。それをスロープで改修するとなりますと、やはり一般の修繕の中ではなかなかできないということでございますので、今後ストック計画なりで可能な限りやっていきたいと思いますが、出入口と出入口の間隔が相当長くなければ、12分の1から15分の1のスロープでは車いすはちょっと難しい。やはり横に長さに対して高さが20分の1ぐらいの緩やかなスロープでなければ効果がありませんので、その辺については実際に改修で対応できるかどうかも含めて検討しなければならない点だと思っておりますし、スロープがあっても、雪で出られないという、確かにございます。しかし、スロープそのものは雁木の中につくっておりまして、吹き込みはいたしますけれども、直接雪が積もるということではないんですけれども、やはり入居者の方の除雪の負担といえますか、階段だけあけておけば健常者の方はその部分で結構ですが、車いすがお持ちでない方については、スロープの方まであけるといことは2倍除雪の体力を使うというようなこともあって、なかなか確保がされていないのが現状だというふうに思います。それらについては今後の課題だというふうに私どもも考えておりますので、次期計画等で検討いたす、そういうことも含めて御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（近藤礼次郎君） 寺下委員。

委員（寺下 亘君） 今後の計画でぜひそういうものも段差のない、そういう状況をつくって、バリアフリー化していただきたいと思うんですね。私は自分は小さいときから足が悪いから、それでもふだんの生活は何のことはなかったんですが、実をいうと、つえをついて歩くようになって、いかに障害者が大変なのかというのは自分自身が障害になって初めてわかったことがたくさんございます。皆さんは恐らく健康な方ばかりだから、そういうことを、障害者のこと、

バリアフリーというのはどんなに大切かということをなかなか御理解いただけないのかなという感じがいたします。でも本当に障害者が自立支援法の中で、そういう地域の中で生活する条件をつくっていくという形にだんだんなっていくんだろうと思うんですね。先ほど自立支援法の中で御質問もさせていただきましたが、今後障害者が地域に出て働けるような、そういう条件をつくっていく上においても、福祉のまちづくり条例なんかに基づいた、そういう本当に障害者にやさしいまちづくりをぜひ今後とも進めていただきたい。そのことをお願いして、私の総括質問を終わらせていただきます。

委員長（近藤礼次郎君） ここで午後3時まで休憩をいたします。

（午後 2時44分休憩）

（午後 3時00分再開）

委員長（近藤礼次郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

熊田委員。

委員（熊田庄一君） 市立土別総合病院について、総括質問をさせていただきます。

一般質問で、市長さんもこの事業会計についていろいろ苦しい胸の内を申し上げておられたようでございますが、私もこのままの流れでは総合病院は総合的機能を果たしていけるのかなというような心配も持っているところでございます。事業会計について、18年度の予算書、これについて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、18年度の収益の関係でございますが、私も1年生議員でございますが、前年度とか前々年度の決算書は持っていないので、取り寄せてちょっと比較してきたところでございますが、16年から18年度の収入予算を見ますと、16年、17年、18年と18年度の予算が一番収入予算が高くなっております。支出もそれに準じて上がっております。医業費の方が特にその状況があらわれている。医業外の方は逆に下がってきているという状況でございます。

このことについて、医師不足、いろいろな制限を受けて、普通であれば逆の方向になるのではないかと考えているところでございますが、ちょっとこの中身について説明を願いたいと思っております。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 私の方から、18年度の予算の内容について若干御説明をさせていただきたいというふうに思います。

医業費用の関係でありますけれども、16年、17年、18年と比べまして増えているわけでございますけれども、実は18年度、昨年度循環器系の機械を導入したところでございます。シネアンギオといいまして循環器系のX線撮影装置というようなことで、大変高価な機械でありましたけれども、その機械を導入したことに伴いまして循環器系の検査も増えてくるだろうという

ようなことを予測したところでございます。それから、病院は1年じゅう365日暖房を必要としているわけございまして、御存じのように重油も大変高騰しているというようなところで、この経費も多くなっているところでございます。それから、昨年導入いたしましたシネアンギオ、1億3,000万円程度でございますけれども、これに伴いまして償却の費用が発生してまいります。これによりまして、医療費用につきましてはここ1～2年の中で大変増えているというような状況で予算を組んだところでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） そうしますと、今の循環器系の機械導入で減収になる部分をカバーして、なおかつ収入があるという考え方ですね。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 予算の関係につきましては、ただいまのようなことで費用を見ているわけでございますけれども、一方、収益の方につきましては、努力目標というか、費用に合わせた形の中で収益を見込んでいるというようなことでございます。これらにつきましては循環器系の患者さんも増えるだろう。それから単価も増えてくるだろうというようなことで若干の伸びを見込んでいるところでございます。

それとこの間から申し上げておりますように、外来患者さんにつきましては午前診療というようなことで申し述べております。そんな中でドクターについては昼から病棟の方の入院患者を診てもらおうというようなことで、入院の患者さんに対応してもらおうというようなことで、入院につきましても若干の増加を見ているというようなことでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） 予算ですから、多少の誤差というのは当然あるのかもしれませんが、支出の関係でもこれは増えているんですが、この辺も少し説明をお願いします。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 費用の方も大変多く見ているわけでございますけれども、この費用につきましては必ずしもそれだけ支出をするというようなことではございませんで、入ってくるものが少なければ当然出す方も少なくするというのが企業会計の常ではないかなというふうに思っております。今年度、18年度につきましては、退職職員がいるとするならばそれらの不補充、あるいは臨時職員につきましてもただいま見直しを行っておりますけれども、それらについての見直し、それから業務の見直しなども行っておりますし、今、外来の内科外来でありますけれども、従来は看護師さんが事務的な作業を行っていたわけでありまして、そこに外来クラークと申しますか、そういう臨時の人たちを配置をして、本来の看護師さんにつきましては本来の業務についてもらうというようなことで費用の節減を図っているところでございまして、経費すべてについて見直しをして、削減に向けているというよ

うなことでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） 予算ですから、きっちり出るものではないということですので、この辺にいたしまして、次に貸借対照表、これについてちょっとお伺いしていきたいと思います。

貸借対照表の中で、流動資産、流動負債、これ、年々比率が下がっています。このままいくと金詰まりというか、資金不足というか、そういう状況が発生してくるのですが、これに対する考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 予算の説明書の中の12ページ、13ページになるうかというふうに思いますが、実はここに流動資産の関係と流動負債の関係を載せてございます。流動負債につきましては9億5,400万円、それから、流動資産につきましては7億4,000万というようなことで、この差額につきましては現金の不足ということになるうかというふうに思います。そういうようなことで、実際個々の差額につきましては2億1,000万ほどの数字が出てくるというようなことでございますけれども、これらにつきましては、実は病院関係の方に13年度から、13年度は2億円の収支不足に対する繰り入れをいただいていた。それから、14年度、1億5,000万円の収支不足に対する繰り入れをいただいていた。15年度、5,000万円というようなことで、最終的に15年度末に2,600万円ほどの不良債務が出ております。そのことで16年度、昨年度につきましては一般会計も大変厳しいというようなことで繰り入れがなかったわけでありましてけれども、不良債務が3,300万円出たというようなことで、昨年度、16年度末でありますけれども、5,800万円ほどの現金に対する不足が出たというようなことでこれらは不良債務になっております。不良債務になっておりますことから、流動負債から流動資産に対する差が2億1,000万円ぐらい出ているというようなことで、これにつきましては個々の平成18年3月31日現在でございますので、これは今年度の収支不足も見込んだ中で個々の差額が現金の不足が出ているというようなことでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） 18年度の予算で見ますと流動比率は77.9%、16年度には88.6%、約11%近くは落ち込んでいるというような姿であると思います。この流れでいきますと、これは借入れというのは病院そのものが借入れを起こしているという形なのでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 確かに流動資金比率から言えば100を大きく下回っているわけでありまして、一般的に言えば資金繰りはかなり苦しいというような状況になるうかというふうに思います。その不足分につきましては、市中銀行といいますが、病院の金融取扱機関であります土別信用金庫から借入れを行っているというような状況でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） それから、もう一つ、未収金の中で不納欠損額というのが毎年発生していますが、これは増加の傾向にあると、これに対する対策というのか、ゼロにするというのは難しいことなのでしょうけれども、減らしていく方法として何か考えられておられるかどうか。

委員長（近藤礼次郎君） 山本市立病院医事課長。

市立土別総合病院医事課長（山本良文君） お答えをさせていただきます。

最初に、未収金、不納欠損額の増加の要因についてお話をさせていただきたいと思います。

平成14年10月、平成15年4月に制度改定によりまして患者負担割合が2割から3割に増加になったこと、それと高額療養費の自己負担の限度額が引き上げになってございます。それと循環器系の心臓血管の手術の件数が増加いたしまして高額な一部負担が発生しまして、分割納付ということが増えております。それと特定滞納者の継続の入院が増加したこと、それと特定疾患、重度障害等の公費負担制度の縮小があったということ、その部分で所得区分による対象者の減少と患者負担の階層化が生じたということがあります。

そこでその対策でございますけれども、まずは未収金を発生させない方策といたしまして、委任払い制度を積極的に紹介をし、活用を図っていただくということ、催告までの期間を短縮いたしまして、迅速な納付相談を実施すること、戸別訪問の回数を増やすなどの対策を講じますことによる早期の収納に努めてまいりたいと存じております。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） 次に、資本金の関係についてちょっとお聞きしたいと思います。

一般的に資本金と言えば、ある程度投入されまして、毎年毎年動くものではないというふうに解釈しているのですが、この会計上からいきますと、毎年、大きな金額ではありませんが、特に自己資本が動いているということについて説明をお願いします。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 今、資本金の関係のお話ございましたけれども、これにつきましては、地方公営企業法に定められた繰り入れ資本金というような形で取り扱っております。予算書説明書の中の13ページでございますけれども、この中に企業開始後からの繰り入れ資本金というようなことで4億8,800万円ほど計上しておりますが、これにつきましては看護師就学資金貸付金というような形で一般会計から出資金をいただいております。これの積み上げの合計でございます。病院会計としては投資というふうな形で取り扱っているものでございまして、これに基づきまして病院で看護師の養成に伴う就学資金を貸し付けているというようなことでございまして、この出資金については毎年、今年でありますから九千九百何ぼでありますから、そのぐらいの金額でだんだん増えていっているというようなことでございます。現実的には帳簿上の処理でございまして、現金につきましては運用の中で処理しておりますので、現金という形の中では取り扱っているところではございません。帳簿の処理をし

ているということでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） ちょっと理解できないんですが、市の方からそういうのが出資金として入ってくる。それが資本金という形になること自体がちょっと理解できないんですが、これはそういうところから入ってくるといういろいろな助成金とか、別な項目で取り扱っていくのがその姿ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） あくまでもこれは一般会計からの出資金というような形で、繰り入れ資本金というような形の中で取り扱っております。これは自己資本金のうちの1つでありますけれども、このものが就学資金の関係の出資金のみがこの関係で繰り入れ資本金というような形で取り扱っているところでございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） 繰り入れ資本金であっても、債務の形で受けても、損益に影響するものではないんですが、やはり投資、資本金というのは最初に投入されると増資か、減資かなければ動くものではないというふうに私は解釈しているんですが、その辺は病院会計と一般会計の違いというのは私もちょっとわかりませんけれども。

それから、もう一つ、借り入れ資本金というふうな答えになっていますけれども、これも企業債ということになって、払っていかねばならんものであれば……、資本金というのは払うべきものではないですから。もうかったら配当はあるかもしれないですけれども、その辺も病院会計と違いがあるのかどうか、その辺もちょっと説明をお願いします。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 企業会計上の資本金といいますのは、自己資本金というような形の中で固有の資本金、当初のもですね、それから、繰り入れ資本金、それから組み入れ資本金、もうかった場合にそれを資本金に当て込んでいくというようなことで、この3つの取り扱いをしているところでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） 会社会計と違う部分かもしれませんが、普通もうかったときに出てくるものは資本金ではなくて、剰余金の扱いになるのではないかと思うんですけれども、その辺は別としまして……。

それで総合的にちょっとお尋ねしたいんですが、現在、18年度の貸借対照表を見ますと資本の合計が27億6,456万5,000円、資本金は最初、当初というか、今現在で37億4,887円、これが未処理欠損金が生じて27億しかないよ、資本の部で。今現在残っているのは10億足りないよ。資本金が食い込んでいますよ、こういう考え方でよろしいですね、これは。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 先ほど借入れ資本金の関係、ちょっと御説明が漏れましたけれども、これにつきましては病院を建てたときの整備事業債、それから、医療機器を整備したときの事業債、これの未償還残高でございます。これを入れて、先ほどの資本金、就学資金の関係の積立金を合わせたものが資本金となっております。そしてこの資本金に……、自己資本金と借入れ資本金を合わせたものが、ちょっと18年度末の決算で御説明申し上げますけれども、これで38億というような形になっておりまして、これから剰余金の関係が出てまいりますけれども、これにつきましては、例えば今までいただいた寄付金でありますとか、国庫補助金、それから、資本の剰余金でありますから、これは市の一般会計からいただいた建設改良費、これはルール分でありますけれども、これらを足したものが出てまいります。これから資本剰余金から欠損金を引きますと10億ばかり三角になっているということでございます。

以上でございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員

委員（熊田庄一君） それと借入れ資本金、これは払わなければならないですね。何年かかけて払っていかなければならないですね。そうすると5億の資本金ですよ、今。普通、私らだったら借入金という考え方、あるいは社債みたいな、企業債とかという項目で別に扱っているんですけども、この辺は行政の方の医療会計というのはその辺ちょっと違うのかもしれないですが、5億の資本金、あとはこれは借りている金だという解釈になりますよね。そうすると、もう既に資本金はないんだ、マイナスになっているんだという解釈になるんですけども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

委員長（近藤礼次郎君） 谷口市立病院事務局次長。

市立土別総合病院事務局次長（谷口春三君） 資本金の関係については今5億というようなことで熊田委員、おっしゃいましたけれども、これにつきましても実際には現金はないということで、運用しているというようなことで処理をしていますので、これらも含めた中で処理をして、現在の資本の合計はここに書いてありますように27億というようなことで、そしてこれに流動負債、現金の不足を足しますと37億程度になるというようなことで、この企業会計上、今貸借対照しているというようなことでございます。

委員長（近藤礼次郎君） 熊田委員。

委員（熊田庄一君） もちろん資本金の5億というのはお金があるかないかという問題ではない。これはできたときに投資された資本金ですから、建物になっているか、機械になっているか、どこかで使われて残って、減価償却の残りが資本金がこれに入っているんだと思いますけれども、お金があるかないかという問題ではないですね。

そこで直近の3年間の総合的に事業会計を見ますと、こういう流れできますと、これから先、医師が例えばそろったとしても、もとに戻ったとしても、赤字が解消されていくものではないというふうに見るんですが間違いですかどうか。これはやはり立て直しにはお金を借りて自力

で立て直すか、あるいは一般会計から助成をもらうか、何かの対策を立てなければやっていけないように、そういう体質になっているのではないかというふうに思っているんですが、いかがですか。

委員長（近藤礼次郎君） 藤森市立病院事務局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君） 私の方からお答えをさせていただきます。

確かに熊田委員の仰せのとおり、平成15年においても先ほど説明をいたしましたけれども、2,500万円を超える不良債務が発生しておりますし、16年においても5,869万円ということで不良債務は増えております。17年度見込みも今後特に厳しい財政状況の中でありましてけれども、新たな不良債務が発生する見込みになっているということで、本当に市立病院の経営状況については今厳しい状況にあります。

その中で、これまで市立病院におきましては地域の基幹病院としての土別の医療を守るといって、そういう担っていくということでもいろいろなことをやってきたことであります。特に住民の要望に基づきながら、例えば医学技術の進歩に対応した適正な医療の提供ですとか、そのほか一般診療のほかに、例えば救急ですとか夜間の診療ですとか、いろいろなそういう市民の負託にこたえる医療の整備をしてきたところであります。

また、不採算部門と言ったら怒られるんでしょうけれども、1人当たりの診療単価が低い、そういうような診療科もきちんとした対応をして整備をしてきておりますし、当然、この地域の医療を確保するためには、先ほど言いましたけれども、1億を超えるような医療機器も整備をしなければなりません。赤字だからといって、決してそれでいいということではありませんけれども、そういう整備、更には医療機器についても一定程度、やはり市民の健康を守るためには整備をしていかなければならないということで整備をしてきております。

更に、特に土別の特異性といいますか、特に入院施設がある病院は土別の中でも市立病院しかないというような中で、やはりどうしてもそういう形では高齢の方が多く市立病院に入院しているような状況にあります。当然、高齢の方が入院されれば、本来的には看護でもいいわけですがけれども、看護プラス介護というような、そういうプラス・アルファの業務も必要となってきます。当然、そうすることによっては患者を診るといっては、治療もありますけれども、そういう介護も含めれば、看護師も含めた人的なものをどうしても整備をしなければならない。更に公立病院ですから、有資格者もきちんと整備をしなければならないというようなことで、これは人件費が非常に大きなウエートを占めているんですけれども、そういうような費用の問題も現実にはあるわけであります。

だからといって、病院経営というのはコストを度外視してやればいいというものでは決していないわけで、やはりコスト意識を持って、効率的に経営をして、健全な経営をするというのが当然求められておりますけれども、先ほど言いましたように公立病院としてはコストだけではなく、やはり整備しなければならない問題、それを若干市民に我慢してもらうこともありますけれども、なるべく市民の負託にこたえるようなこともやっていかなければならないということ

で、非常に難しい経営もあるということであります。

これまで実は過去に二度ほど不良債務を出しながら、何とかかんとか経費の節減ですか、それから一般会計から先ほど言いました収支不足の部分で繰り入れをしていただきながら、赤字といいますが、不良債務を過去には解消してきているわけであります。

しかしながら、先ほど谷口次長からもお話もありましたように、市も非常に厳しい財政状況にありますことから、収支不足に対する繰り入れも本当にできなくなっているということでありまして、ここ2年間、実は不良債務が出ているというのは、まさに熊田委員が言ったとおり、そういう厳しい赤字の部分が出ているという状況にあります。

私どもとしては、病院における収益というのは、やはり大きなものは何かというと、それは入院収益、外来収益だというふうに思っております。ですから、これらを収益を上げるためには、何といても、医師が充足されたらそのままではないかというお話もありましたけれども、やはり私どもとしては医師が充足されて、それで医療体制がきちんと整備されるということになれば、市民の方も安心して病院にかかってくるということになれば、当然そういう形で患者も増える、それに基づいて収益も増えるということになるというふうになります。そうすることによって、収支のバランスもとれてくるというふうには考えております。

しかし、さきの一般質問の中でも池田議員、小池議員にもお答えしましたけれども、今後も含めて医師の確保というのは本当に大変厳しい状況になっているということでもあります。そうすることによって、先ほども言いましたように、医師が減れば当然収益も若干落ちてくるだろうし、そういう形の中で赤字も予想されるものも出てくるということになります。市民のための公立病院ですから、赤字体質でいいなんていうことは決して私ども思っておりませんし、やはり一般会計に負担をかけないような形の中で、病院独自で何とか患者さんに安心、安全な医療を提供する中で、健全な病院経営をしていかなければならない、これは病院職員みんなそういう意識でもって今やっているわけであります。

残念ながら、今言いましたように赤字の出た部分について、医師不足の問題を含めて一挙に私どもとしては解決するということは非常に困難だというふうには考えておりますので、当面は、今回、ドクターがいなくなりましても、先ほど言いましたように、外来が例えば内科は午前中で終われば、昼からきちんとしたそういう入院患者の対応もできるというようなことになれば、そういう内科系の入院患者を増やしていただくとか、そういう形の中で少しでも収益を上げるような形にドクターも含めて努力する、またはドクターだけではどうもなりませんので、事務局、それから、病院に働いているスタッフ全員がやはりきちんとしたコスト意識を持って、少しでも収益の上がるために、そして少しでもむだを省くようにというような基本的な考えをきちんと持ちまして、今後経費の節減をする中で、何とか少しでも収益が上がるような経営をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を願いたいと思います。委員（熊田庄一君） 終わります。

委員長（近藤礼次郎君） それでは、お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（近藤礼次郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時32分閉議）